

第 1 3 9 回定例会

南 部 町 議 会 会 議 録

令和 8 年 6 月 5 日 開会

令和 8 年 6 月 12 日 閉会

南 部 町 議 会

第 1 3 9 回南部町議会 定例会会議録目次

第 1 号（6月5日）

○議事日程	1
○本日の会議に付した事件	1
○出席議員	1
○欠席議員	1
○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	1
○職務のため出席した者の職氏名	2
○開会及び開議の宣告	3
○議会運営委員長の報告	3
○会議録署名議員の指名	4
○会期の決定	4
○諸般の報告	4
○町長提出議案提案理由の説明	5
○議案第39号の上程、質疑、討論、採決	10
○議案第43号の上程、質疑、討論、採決	12
○議案第44号の上程、質疑、討論、採決	13
○散会の宣告	14

第 2 号（6月9日）

○議事日程	15
○本日の会議に付した事件	15
○出席議員	15
○欠席議員	16
○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	16
○職務のため出席した者の職氏名	16
○開議の宣告	17

○一般質問	1 7
夏堀剛充君	1 7
中舘文雄君	2 1
沼畑俊吉君	3 4
工藤愛君	4 4
○散会の宣告	5 3

第 3 号（6月12日）

○議事日程	5 5
○本日の会議に付した事件	5 6
○出席議員	5 6
○欠席議員	5 6
○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	5 6
○職務のため出席した者の職氏名	5 7
○開議の宣告	5 8
○報告第9号の上程、説明、質疑、討論、採決	5 8
○報告第10号の上程、説明、質疑、討論、採決	5 9
○報告第11号の上程、説明、質疑、討論、採決	6 0
○報告第12号の上程、説明、質疑	6 2
○報告第13号の上程、説明、質疑	6 3
○報告第14号の上程、説明、質疑	6 4
○報告第15号の上程、説明、質疑	6 5
○議案第40号の上程、説明、質疑、討論、採決	6 7
○議案第41号の上程、説明、質疑、討論、採決	6 8
○議案第42号の上程、説明、質疑、討論、採決	6 9
○議案第45号の上程、説明、質疑、討論、採決	7 0
○議案第46号の上程、説明、質疑、討論、採決	7 5
○議案第47号の上程、説明、質疑、討論、採決	7 6

○議案第48号の上程、説明、質疑、討論、採決	78
○議案第49号の上程、説明、質疑、討論、採決	79
○常任委員会報告	80
○委員会の閉会中の継続調査の件	80
○議員派遣の件	81
○日程の追加	81
○町長追加提出議案提案理由の説明	81
○議案第50号の上程、説明、質疑、討論、採決	82
○閉会の宣告	83
○署名議員	87

令和 8 年 6 月 5 日（金曜日）

第 1 3 9 回南部町議会定例会会議録

（第 1 号）

第139回南部町議会定例会

議事日程（第1号）

令和8年6月5日（金）午前10時開議

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 会期の決定
- 第 3 諸般の報告
- 第 4 町長提出議案提案理由の説明
- 第 5 議案第 39号 南部町健康増進センター条例等の一部を改正する条例の制定について
- 第 6 議案第 43号 財産の取得について（展示収蔵施設備品）
- 第 7 議案第 44号 財産の取得について（消防ポンプ自動車）

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（16名）

1 番	沼 畑 俊 吉 君	2 番	夏 堀 剛 充 君
3 番	小 橋 昭 裕 君	4 番	工 藤 愛 君
5 番	松 本 啓 吾 君	6 番	久 保 利 樹 君
7 番	坂 本 典 男 君	8 番	滝 田 勉 君
9 番	西 野 耕太郎 君	10 番	山 田 賢 司 君
11 番	八木田 憲 司 君	12 番	中 舘 文 雄 君
13 番	工 藤 正 孝 君	14 番	根 市 勲 君
15 番	馬 場 又 彦 君	16 番	川守田 稔 君

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町 長 工 藤 祐 直 君 副 町 長 久 保 田 敏 彦 君

総務課参事	西 舘 昌 男 君	企画財政課長	菅 谷 信 也 君
交流推進課参事	下井田 耕 一 君	税 務 課 長	工 藤 利 雅 君
住民生活課参事	夏 堀 勝 徳 君	福祉介護課参事	戸 室 正 樹 君
健康こども課長	夏 坂 和 徳 君	農 林 課 長	高 森 正 博 君
商工観光課参事	川 村 一 城 君	建 設 課 参 事	石 橋 一 史 君
会 計 管 理 者	宮 崎 典 子 君	医療センター事務長	佐々木 朋 治 君
市 場 長	藤 原 正 利 君	教 育 長	高 橋 力 也 君
学 務 課 参 事	北 上 隆 広 君	社会教育課長	野 田 敏 之 君

職務のため出席した者の職氏名

事 務 局 長	岩 木 育 子	総 括 主 査	佐 々 木 慶
主 査	松 本 和 香		

◎開会及び開議の宣告

○議長（工藤正孝君） これより第139回南部町議会定例会を開会いたします。

本日の会議を開きます。

議事日程はお手元に配付のとおりです。

（午前10時00分）

◎議会運営委員長の報告

○議長（工藤正孝君） ここで議会運営委員長から、本定例会の運営について議会運営委員会の報告を求めます。議会運営委員長、八木田憲司君。

（議会運営委員会委員長 八木田憲司君 登壇）

○議会運営委員会委員長（八木田憲司君） おはようございます。

去る5月29日に議会運営委員会を開催し、第139回定例会の運営について協議をしましたので、決定事項をご報告いたします。

本定例会に付議されました事件は、町長提出の案件が報告7件、条例など6件のほか、令和8年度各会計補正予算5件であります。

そのほかの案件として常任委員会報告などがあります。

一般質問は4名から通告があり、一般質問通告一覧表のとおり行うことにしました。

以上のことを踏まえて、本定例会の会期は本日6月5日から12日までの8日間としました。

なお、会期中6日、7日は休日のため、8日、10日、11日は議案熟考のため休会とします。

以上のとおり決定しましたので、理事者並びに議員各位のご協力をよろしくお願いします。

これで議会運営委員会の報告を終わります。

○議長（工藤正孝君） 議会運営委員長の報告が終わりました。

◎会議録署名議員の指名

○議長（工藤正孝君） 日程第1「会議録署名議員の指名」を行います。

会議録署名議員は、会議規則第126条の規定により、議長において、14番根市勲君、15番馬場又彦君を指名します。

◎会期の決定

○議長（工藤正孝君） 日程第2「会期の決定」を議題とします。

お諮りします。本定例会の会期は、議会運営委員会の報告のとおり、本日、6月5日から6月12日までの8日間にしたいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（工藤正孝君） 異議なしと認めます。

会期は、本日から6月12日までの8日間に決定しました。

○議長（工藤正孝君） お諮りします。

ただいま決定されました8日間の会期中、6月6日、7日は休日のため、8日、10日、11日は議案熟考のため休会にしたいと思います。

ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（工藤正孝君） 異議なしと認めます。

ただいまの5日間は休会とすることに決定しました。

◎諸般の報告

○議長（工藤正孝君） 日程第3「諸般の報告」をします。

諸般の報告につきましては、配布のとおりでありますので、朗読は省略します。

本定例会の上程は、町長提出の案件が、報告7件、議案11件、ほかに常任委員会の報告などがあります。

日程により、それぞれ議題とします。

◎町長提出議案提案理由の説明

○議長（工藤正孝君） 日程第4「町長提出議案提案理由の説明」を求めます。

町長の登壇を求めます。町長。

（町長 工藤祐直君 登壇）

○町長（工藤祐直君） 皆さん、おはようございます。それでは、定例会の開会にあたりまして、ごあいさつと提案理由の概要について、ご説明を申し上げます。

本日招集の第139回南部町議会定例会を開会するにあたり、議員各位には何かとご多忙のところ、ご出席をいただき、提出案件につきまして、ご審議を賜りますことに、厚く御礼を申し上げます。

議案の説明の前に、当町会計年度職員による免許取消処分及び無免許運転が発覚した事案、また、先般の議員全員協議会でご報告いたしました軽自動車税の課税漏れの事案につきまして、町民の皆様にご心配、ご迷惑をおかけする事態となりましたことに、改めて深くお詫びを申し上げます。6月1日をもって対象者全ての方々にお詫びと納付のお願いを終えたところであります。今回のような事案はあってはならないことであり、全職員に対し、法令及び服務規律の遵守を徹底するよう、訓示したところであります。

今後は、全職員が再発防止に向けて、これまでの仕事のやり方に常に疑問を持ち、改善を加えながら業務にあたり、町民の皆様の信頼回復に努めてまいりますので、議員各位におかれましては、引き続きご指導・ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

それでは改めて、町政の諸般の概要についてご報告申し上げます。

まずは、林野火災注意報の発表が数日続いていた5月18日に、南部地区で大規模な林野火災が

発生し、負傷者1名が発生しましたが、三戸消防署及び町消防団の数日にわたる懸命な消火活動により、近隣の住宅に延焼させることなく、鎮火させることができましたものです。

昼夜を問わず活動をいただいた消防団員及び消防署員の皆様には、深く敬意を表するとともに心から感謝を申し上げる次第であります。

今回の火災は林野火災注意報が発令されている中で発生したものであり、注意報及び警報が発令されている際の屋外での火の取扱いに対する注意喚起を強化してまいりたいと考えているところであります。

今年度の第46回危険業務従事者叙勲では、防衛功労により、田中俊男氏、日渡正道氏が瑞宝双光章、菅谷邦男氏が瑞宝単光章の受賞の栄に浴されました。

また、4月29日付で発令された春の叙勲では、消防功労により、沖田重美氏が、瑞宝単光章の受章の栄に浴されました。

長年にわたるご尽力の賜であり、そのご功績に対し敬意を表するとともに、心からお祝いを申し上げます。

さて、4月下旬から5月上旬の大型連休期間中における、全国の行楽地の盛況ぶりが報道されておりましたが、当町におきましても、春のイベントが盛大に開催されたところであります。

4月25日と26日には「南部町春まつり」が、26日には「果樹の花見散策ウォーク」が開催され、今年は桜や果樹の開花が早くなりましたが、まつり会場では見頃を迎えたところであり、来場者に美しい景色やステージイベントを楽しんでいただけたものと思っております。

また、5月13日から24日まで開催された「南部町長谷ぼたんまつり」は、昨年に引き続き夜のライトアップを実施するなど、県内外からの多くの来場者に、華麗に咲き誇る大輪の花と、園内に漂う優雅な香りを楽しんでいただきました。

5月31日には「名久井岳アドベンチャーフェスティバル」が開催され、初夏の日差しの中、トレイルランニングのほか、山ヨガやダンスフィットネスなど、多彩な催し物を楽しみながら、名久井岳とチェリリン村周辺の豊かな大自然を満喫していただいたところであります。

今月下旬から始まる「さくらんぼ狩り」をはじめ、来月開催の「ジャックドまつり」など、今後予定される町のイベントも、盛況となりますことを期待するものであり、こうしたイベントと併せて、豊かな農産物など、当町の魅力を積極的にPRしながら、交流人口の増加を図ってまいりたいと考えているところであります。

次に、農業や農作物の生育に関する状況であります。今年は4月に入り、平年より気温の高い日が続いた影響により、果樹の開花は、平年より1週間程度早いという状況であります。

関係機関からの報告によりますと、強風や霜により被害のあった作物があると伺っており、農家の皆様におかれましては、生育管理にお忙しい日々を過ごされているものと思っております。

主な作物の状況といたしましては、まずは、水稻の状況であります。田植え作業は、県全体で例年並みの時期に行われており、現在の進捗率は9割以上と、平年並みの状況となっております。

続いて、サクランボの状況であります。今月2日に観光農園において行われた作柄調査によりますと、主力品種「佐藤錦」の着果数はおおむね平年並みからやや少なめとの報告があり、調査を実施した南部町名川観光さくらんぼ園振興会では、今後の栽培管理を徹底し、高品質なサクランボを提供してまいりたいとのことであります。

そして、高級ブランド果実「ジュノハート」につきましては、県内随一の産地として、収穫量の増加に伴い市場流通量も増加しており、消費者の皆様には、より質の高いジュノハートをご堪能いただけるよう、生産者の皆様には、収穫までの期間、栽培管理を徹底していただくことをお願いするものであります。

町といたしましても生産者の皆様との連携を強化し、さらなるブランド化を図ってまいります。

リンゴにつきましては、ふじの開花は平年より2週間程早い状況であります。園地により開花数にばらつきもあり、今後の生育を注視する必要があります。適期に薬剤散布、摘果作業を実施していただき、実り豊かな収穫期を迎えられますことを願うものであります。

さて、現在、国際情勢は刻一刻と厳しさを増しており、その影響は私たちの日常生活まで及んでおります。燃料費や人件費、食料品などの高騰に加え、2月末から続くアメリカとイランの軍事衝突は原油価格のさらなる上昇を引き起こし、地域経済はもちろん、町民の皆様の暮らしに、多岐にわたり影響しているものと強く感じております。

本定例会においては、物価高騰対策として実施する「特別プレミアム商品券事業」を盛り込んだ補正予算案を提出させていただいております。必要な時期に必要な対策を講じてまいりたいと考えておりますので、議員各位のご理解、ご協力をお願い申し上げる次第であります。

それでは、本定例会に提出いたしました案件であります。報告7件、条例の制定等の議案6件、令和8年度南部町一般会計及び南部町特別会計の補正予算案が5件の、合わせて18件でございます。

順にご説明申し上げ、審議のご参考に供したいと存じます。

まず始めに、報告第9号から第11号、専決処分した事項の報告及び承認を求めることについて、ご説明いたします。

報告第9号「南部町町税条例等の一部を改正する条例の制定について」であります。地方税法等の一部改正に伴い、軽自動車税における環境性能割の廃止に伴う種別割の名称変更、個人住民税における給与所得控除の最低保障額の引き上げ及び固定資産税における家屋及び償却資産に係る免税点の引き上げ等において、所要の改正を行う必要が生じたことから、令和8年3月31日に専決処分したものであります。

次に、報告第10号「南部町国民健康保険税条例等の一部を改正する条例の制定について」であります。地方税法施行令等の一部改正に伴い、国民健康保険税の基礎課税額の課税限度額を引き上げ、子ども・子育て支援納付金課税額の課税限度額を設定するほか、国民健康保険税の軽減対象世帯を拡充するため、軽減判定基準を引き上げるなど、所要の改正を行う必要が生じたことから、令和8年3月31日に専決処分したものであります。

次に、報告第11号「南部町地方活力向上地域における固定資産税の特別措置に関する条例の一部を改正する条例の制定について」であります。総務省令の一部改正に伴い、町内に本社機能に移転した事業者の固定資産税を軽減するための対象要件である「地方活力向上地域等特定業務施設整備計画」の認定期限を、令和10年3月31日まで2年間延長することについて、令和8年3月31日に専決処分したものであります。

次に、報告第12号専決処分した事項の報告について「工事請負契約の一部を変更する契約の締結について」であります。同報系防災行政用無線更新工事に関して、工事内容の一部変更に伴い、請負代金を追加する変更契約の締結について、専決処分したものを地方自治法の規定により報告するものであります。

次に、報告第13号及び第14号、各会計の繰越計算書についてご説明いたします。

報告第13号「令和7年度南部町一般会計繰越明許費繰越計算書について」であります。繰越明許費として翌年度に繰り越した事業について、地方自治法施行令の規定に基づき、繰越明許費繰越計算書により報告するものであります。

次に、報告第14号「令和7年度南部町下水道事業会計継続費繰越計算書について」であります。南部浄化センター水処理施設増設事業に設定している継続費の通次繰り越しについて、地方公営企業法施行令の規定に基づき、継続費繰越計算書により報告するものであります。

次に、報告第15号「一般財団法人南部町健康増進公社の経営状況について」であります。令和7年度の経営状況を説明する資料といたしまして、事業状況及び決算状況に関する書類を、地方自治法の規定により提出及び報告するものであります。

次に、議案第39号「南部町健康増進センター条例等の一部を改正する条例の制定について」で

ありますが、青森県知事が指定する一般公衆浴場入浴料金の統制額が改定されたことに伴い、町有入浴施設の入浴料金を改めるため、所要の改正を行うものであります。

次に、議案第40号「南部町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について」であります。医師及び薬剤師の人件費の上昇に伴い、学校保健体制の安定的な運営と質の確保を図るため、学校医、歯科医及び学校薬剤師の報酬について引き上げる改正を行うものであります。

次に、議案第41号「南部町介護保険条例の一部を改正する条例の制定について」であります。介護保険法施行令の一部改正に伴い、本人からの個別申請によらずに減免できることとするため、所要の改正を行うものであります。

次に、議案第42号「南部町道路占用料等徴収条例の一部を改正する条例の制定について」であります。道路法施行令の一部改正に伴い、道路占用料の額を改定するため、所要の改正を行うものであります。

次に、議案第43号及び第44号、「財産の取得について」ご説明申し上げます。

議案第43号であります。展示収蔵施設備品の購入契約について、地方自治法の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

次に、議案第44号であります。南部第9分団（諏訪ノ平）に配備する消防ポンプ自動車1台の購入契約について、地方自治法の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

次に、議案第45号「令和8年度南部町一般会計補正予算（第1号）」であります。歳入歳出予算の総額に、1億229万5,000円を追加し、予算の総額を129億6,229万5,000円とするものであります。

主な内容といたしましては、まず1点目は、5,000円で7,500円分になる商品券を3万セット販売する「特別プレミアム商品券事業」に、5,085万1,000円を計上するものであります。

2点目は、秋から定期接種を開始する予定である「新型コロナウイルスワクチン予防接種事業」に、1,234万7,000円を計上しております。

3点目は、教育費であります。現在も燃料費を始めとする物価高騰が続いていることから、昨年度と同様に子育て世帯への支援を実施するため、ふるさとからの贈り物事業に218万3,000円、受験生世帯灯油購入支援給付金に327万円、大学生等を持つ親等への支援金に949万円、合わせて1,494万3,000円を計上するものであります。

また、地方債の補正として、商工業施設整備事業債を追加し、限度額を700万円とするもの及び道路橋りょう整備事業債の限度額に6,320万円を追加し、3億750万円に変更するものであります。

以上が一般会計補正予算の主な内容であります。

次に、議案第46号「令和8年度南部町学校給食センター特別会計補正予算（第1号）」であります。学校給食センター運営委員会委員の費用弁償として、歳入歳出予算の総額に、3,000円を追加し、予算の総額を1億8,167万2,000円とするものであります。

次に、議案第47号「令和8年度南部町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）」であります。主に事業費納付金確定に伴う増額と、国民健康保険税（現年課税分）の減額に伴う財政調整基金積立金を減額するもので、歳入歳出予算の総額から、1,233万2,000円を減額し、予算の総額を21億6,503万5,000円とするものであります。

次に、議案第48号「令和8年度南部町介護保険特別会計補正予算（第1号）」であります。介護事業所台帳管理システムの改修費用と、介護保険運営協議会委員等の費用弁償として、保険事業勘定の歳入歳出予算の総額に、11万8,000円を追加し、予算の総額を27億7,974万3,000円とするものであります。

次に、議案第49号「令和8年度南部町営地方卸売市場特別会計補正予算（第1号）」であります。市場運営審議会委員の費用弁償を追加するため予算の組替えを行い、予算の総額を補正前と同額の、29億3,002万6,000円とするものであります。

以上、本定例会に提出いたしました、議案の概要について、ご説明申し上げましたが、議事の進行に伴い、また、ご質問に応じまして、本職はじめ副町長、教育長、担当課長より詳細にご説明いたしますので、慎重審議のうえ、何卒、原案のとおり、ご議決、ご承認を賜りますようお願い申し上げます。

なお、会期中に、「人権擁護委員の候補者の推薦について」の、案件1件を追加させていただきたいと思いますので、付け加えさせていただき、提案理由の説明といたします。よろしくお願いいたします。

○議長（工藤正孝君） 町長提出議案提案理由の説明が終わりました。

◎議案第39号の上程、質疑、討論、採決

○議長（工藤正孝君） 日程第5、議案第39号「南部町健康増進センター条例等の一部を改正する条例の制定について」を議題とします。

本案について説明を求めます。

○商工観光課参事（川村一城君） おはようございます。

それでは、議案第39号「南部町健康増進センター条例等の一部を改正する条例の制定について」ご説明申し上げます。

説明資料の8ページをお願いします。

改正の趣旨でございますが、青森県知事が指定する一般公衆浴場入浴料金の統制額が改定されたことに伴い、町有入浴施設の入浴料金を改めるものでございます。

県では、12歳以上の入浴料金を480円から530円、6歳から12歳未満を170円から200円、6歳未満を80円から100円にそれぞれ改定しております。

入浴料金を改める町の施設は、バーデハウスふくち、名川老人福祉センター、ぼたんの里、ゆとりあ、チェリウスの5施設でありまして、各施設の入浴料金を県の改定に合わせ、それぞれ改正するものでございます。

また、バーデハウスふくちの回数券及び70歳以上の会員料金についても、入浴料金の値上げ幅を勘案して料金を改正するものでございます。

施行日は令和8年7月1日とするもので、料金改正前に購入したチェリウスやバーデハウスふくちの回数券につきましては、料金改正後も値上げ分の差額料金を支払うことなく使用できることとするものでございます。

議案第39号の説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（工藤正孝君） 説明が終わりました。

質疑を行います。質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（工藤正孝君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

討論を行います。討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（工藤正孝君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

議案第39号を採決します。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(工藤正孝君) 異議なしと認めます。

議案第39号は原案のとおり可決されました。

◎議案第43号の上程、質疑、討論、採決

○議長(工藤正孝君) 日程第6、議案第43号「財産の取得について(展示収蔵施設備品)」を議題とします。

本案について説明を求めます。

○社会教育課長(野田敏之君) 説明資料の17ページをお開き願います。

議案第43号「財産の取得について(展示収蔵施設備品)」についてご説明いたします。

取得する財産は、展示収蔵設備備品。

契約の相手方は、八戸市小田二丁目1番18号、八戸事務機販売株式会社、代表取締役、玉井一。

売買代金は1,078万円、落札率は29.1%であります。

条件付き一般競争入札で行われ、入札業者等は、資料の18ページの入開札一覧表のとおりであります。

取得する財産の概要は、令和9年度開館予定の現南部支所の展示収蔵施設内に備品を購入するもので、コインロッカー3台、3人掛けソファ2台、3人掛けベンチ4台、オープン書棚63台、収蔵棚5段76台、壁面メッシュパネル1面、木製床置きスノコ板6枚であります。

納入期限は令和8年8月31日。

納入場所は南部支所でございます。

以上で、議案第43号の説明を終わらせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長(工藤正孝君) 説明が終わりました。

質疑を行います。質疑はありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○議長（工藤正孝君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

討論を行います。討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（工藤正孝君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

議案第43号を採決します。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（工藤正孝君） 異議なしと認めます。

議案第43号は原案のとおり可決されました。

◎議案第44号の上程、質疑、討論、採決

○議長（工藤正孝君） 日程第7、議案第44号「財産の取得について（消防ポンプ自動車）」を議題とします。

本案について説明を求めます。

○総務課参事（西舘昌男君） 説明資料の19ページをお開き願います。

議案第44号「財産の取得について（消防ポンプ自動車）」説明いたします。

取得する財産は、消防ポンプ自動車。

契約の相手方は、八戸市売市二丁目4番2号、互光産業株式会社、代表取締役、梅内利哉。

売買代金は4,455万円、落札率は98.78%であります。

条件付き一般競争入札で行われ、入札業者等は20ページの入開札一覧表のとおりであります。

取得する財産の概要は、車種CD-I型、900L水槽付き消防ポンプ自動車1台。

納入期限は令和9年3月26日。

配備先は南部町消防団南部第9分団、諏訪ノ平でございます。

以上で、議案第44号の説明を終わります。

○議長（工藤正孝君） 説明が終わりました。

質疑を行います。質疑はありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○議長(工藤正孝君) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

討論を行います。討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○議長(工藤正孝君) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

議案第44号を採決します。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(工藤正孝君) 異議なしと認めます。

議案第44号は原案のとおり可決されました。

◎散会の宣告

○議長(工藤正孝君) 以上で本日の日程は全部終了しました。

なお、6月9日は午前10時から本会議を再開します。

本日はこれで散会します。

(午前10時33分)

令和 8 年 6 月 9 日（火曜日）

第 1 3 9 回南部町議会定例会会議録

（第 2 号）

第139回南部町議会定例会

議事日程（第2号）

令和8年6月9日（火）午前10時開議

第 1 一般質問

2番 夏 堀 剛 充

1. 南部町におけるほ場整備の取組みについて

12番 中 舘 文 雄

1. 公共施設の有効活用について

2. 南部町（仮称）命を守る希望の橋の実現に向けた取組について

3. テレビ難視地区の問題点と共聴組合への助成について

1番 沼 畑 俊 吉

1. 身寄りのない高齢者が安心して暮らせる町を目指して

4番 工 藤 愛

1. 展示収蔵施設の宣伝・活用と遺構の整備計画について

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（16名）

1番	沼 畑 俊 吉 君	2番	夏 堀 剛 充 君
3番	小 橋 昭 裕 君	4番	工 藤 愛 君
5番	松 本 啓 吾 君	6番	久 保 利 樹 君
7番	坂 本 典 男 君	8番	滝 田 勉 君
9番	西 野 耕太郎 君	10番	山 田 賢 司 君
11番	八木田 憲 司 君	12番	中 舘 文 雄 君
13番	工 藤 正 孝 君	14番	根 市 勲 君
15番	馬 場 又 彦 君	16番	川守田 稔 君

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町 長	工 藤 祐 直 君	副 町 長	久 保 田 敏 彦 君
総 務 課 参 事	西 舘 昌 男 君	企画財政課長	菅 谷 信 也 君
交流推進課参事	下井田 耕 一 君	税 務 課 長	工 藤 利 雅 君
住民生活課参事	夏 堀 勝 徳 君	福祉介護課参事	戸 室 正 樹 君
健康こども課長	夏 坂 和 徳 君	農 林 課 長	高 森 正 博 君
商工観光課参事	川 村 一 城 君	建 設 課 参 事	石 橋 一 史 君
会 計 管 理 者	宮 崎 典 子 君	医療センター事務長	佐々木 朋 治 君
市 場 長	藤 原 正 利 君	教 育 長	高 橋 力 也 君
学 務 課 参 事	北 上 隆 広 君	社会教育課長	野 田 敏 之 君

職務のため出席した者の職氏名

事 務 局 長	岩 木 育 子	総 括 主 査	佐々木 慶
主 査	松 本 和 香		

◎開議の宣告

○議長（工藤正孝君） これより第139回南部町議会定例会を再開します。

本日の会議を開きます。

議事日程はお手元に配付のとおりであります。

（午前10時00分）

◎一般質問

○議長（工藤正孝君） 日程第1、一般質問を行います。

質問の回数は3回までとし、制限時間は質問、答弁、反問を合わせて60分以内とします。なお、反問の回数に制限はありません。制限時間5分前になりましたらチャイムでお知らせいたします。質問者並びに答弁者は簡潔明瞭にご発言願います。反問の際は、質問の内容を確認するものとし、質問者への考えを問うもの及び反論は行わないようお願いいたします。また、通告外の質問は行わないようお願いいたします。

これより通告順に従って順次発言を許します。

2番、夏堀剛充君の質問を許します。夏堀剛充君。

（2番 夏堀剛充君 登壇）

○2番（夏堀剛充君） おはようございます。

また、皆様の前で一般質問という機会を与えていただきまして、感謝申し上げます。

また、南部小学校6年生の皆様が議会傍聴にご出席ありがとうございます。

今日は田んぼに関連したお話をしますので、よろしくお願いいたします。

それでは、質問に入ります。

1、南部町におけるほ場整備の取組について。

農業効率化と生産性の向上に取り組んでいる農地中山間管理機構、農地バンクの良い点につ

いてお話しいたします。

出し手、農地を貸したい方が、安心して農地を貸し出せます。

また、贈与税、相続税、納税猶予の継続ができます。

全農地を機構に貸し付けた場合、一定期間、固定資産税が半減されます。

また、参加する農家さんの負担がゼロです。以前は10%でした。

受け手、農地を借りたい方が、借入農地の所有者が複数でも、賃料を機構にまとめて支払いできるので、事務が簡素化されます。

農地集約のための担い手同士の農地交換についても、機構が支援いたします。

以上が農地バンクの良い点です。

質問に戻ります。

①農地整備に活用可能な補助事業の実施要件が農地の受益面積20ヘクタール以上から、10ヘクタール以上と緩和されたため、対象田んぼの面積がどのような状況か、お聞きいたします。

②町内で稲作可能な田んぼに対して耕作放棄農地、荒廃農地の割合を教えてください。耕作放棄地とは、以前耕地であったもので、過去1年以上、作物を栽培せず、今後、通年耕作する予定のない土地を言います。それを放っておくと荒廃農地となり、雑草の生い茂りによる鳥獣の餌場になるなど、いろいろな影響を及ぼします。

③今後、町として、農地中間管理機構、農地バンクを施策として取り組む予定があるのか、お聞きいたします。

以上、通告に従い質問いたします。町長並びに関係者の答弁を求め、質問を終わります。

○議長（工藤正孝君） 答弁を求めます。町長。

（町長 工藤祐直君 登壇）

○町長（工藤祐直君） それでは、お答え申し上げます。

今日は、南部小学校の児童の皆さんも見えておりますので、今回の質問は、ほ場整備ということで、田んぼの区画をきれいにきっちりして、農産物を栽培しやすい、いわゆる整備工事という質問でございます。

まず、農地中間管理機構、農地バンクについてであります。農地中間管理事業の推進に関する法律に基づき、農地を貸したい人と地域の担い手である農地を借りたい人の間に入り、農地の貸し借りを仲介する公的機関で、農地を集約し、農業経営の効率化や生産性向上を図るこ

とを目的とした事業を行っており、農地バンクと呼ばれております。

農地整備に活用可能な補助事業の実施要件の受益面積が20ヘクタール以上から10ヘクタール以上に緩和されたため、対象の田の面積がどのような状況かについてであります。現在町内で実施されている農地整備事業は、名川第一工区ほ場整備ですが、県営事業としての事業要件である受益面積20ヘクタール以上及び受益農家の3分の2以上の同意により事業採択され、実施されております。

受益面積10ヘクタール以上に要件が緩和された事業とは、農地中間管理機構関連農地整備事業になりますが、事業要件として、受益面積10ヘクタール以上の団地であること。次に、事業対象農地の全てについて農地バンクが借り入れた農地で、原則15年以上の借受期間を確保し、事業完了後5年以内に担い手への集積化率80%以上、かつ事業による収益性が20%以上向上することを旨とする団地であることなどの要件を満たすと、県営事業として事業採択されるものとなります。

これまでのほ場整備事業と違い、担い手からの申請のため、受益者の申請、同意、費用負担は無く、担い手への農地集積を加速させることを目的とした事業となります。

対象の田の面積はどのような状況かについてであります。対象となる受益面積10ヘクタール以上のほ場は、主に土地改良区管理外のほ場となります。町内3地区で合計43.4ヘクタールとなると認識しております。

町内で稲作可能な田に対しての耕作放棄農地、また荒廃農地の割合であります。令和7年度末現在、町内で稲作可能な田んぼは1,114.3ヘクタールで、うち耕作放棄農地は4.9ヘクタール、割合にして0.43%。荒廃農地は26.3ヘクタール、割合にして2.30%であります。

令和6年度末に比べ、耕作放棄農地が2.2ヘクタール減少しておりますが、荒廃農地は13.7ヘクタール増加している状況にあります。

今後、町として農地中間管理事業、農地バンクを施策として取り込む予定があるかについてであります。担い手及び受益者の費用負担が無いことは魅力的でありますので、採択要件を満たす可能性のあるほ場については、施策を周知し、事業検討をお願いしてまいりたいと考えてございます。

私からは以上です。

○議長（工藤正孝君） 再質問ありませんか。夏堀剛充君。

○2番（夏堀剛充君） 前向きな答弁、大変ありがとうございました。

2つほど再質問いたします。

1つ目は、この農地バンクを認定して進めるには、どのような手順を踏む必要があるのか、お聞きいたします。

2つ目でございますが、この農地バンクに、農地相談員、現地コーディネーターがいると聞いたのですが、どのようなサポートが受けられるのか、お聞きいたします。

○議長（工藤正孝君） 農林課長。

○農林課長（高森正博君） 夏堀剛充議員のご質問にお答えいたします。

まず初めに、農地バンク、農地中間管理機構の貸借の流れについてご説明いたします。

これまでは、出し手の農家、貸出し希望者が貸付け希望申込み受付シートに貸し出したい農地を記入し、町へ提出。町では、農地の貸付け希望内容等の詳細を確認後、農家貸受け希望者とのマッチングを図り、農用地利用集積等促進計画を作成する流れになっておりましたが、現在は受け手農家が借受けの決まった農地を町に報告していただき、農用地利用集積促進計画を作成する流れになっております。

契約に当たり、出し手及び受け手の双方から農地の状況を事前に確認してもらい、書類に押印をいただき、農用地利用集積等促進計画を町から農地中間管理機構へ送付することになります。

農地中間管理機構におきましては、貸し出された農地の所在と賃借期間をホームページで公表し、利害関係者から意見聴取を行い、町農業委員会の総会を経て、町は農用地利用集積等促進計画を公告後、出し手と受け手に賃借開始の通知により賃借が開始する流れとなっております。

続きまして、農地相談員についてでございますが、農地中間管理機構では事業を円滑に推進するため、農地相談員を配置しております。そのサポートの内容ですけれども、農地の貸したい出し手、借りたい受け手の個別相談、2つ目が、農家を始めたい方、新規就農希望者への農地情報や制度の案内、3つ目が、地域計画に基づく、まとまりある農地利用集積化のための調整、4つ目が、農地中間管理機構を通じた貸借契約や、機構集積協力金などの支援制度の説明等を行っております。

農地相談員というのは現地コーディネーターという意味を含めております。

以上でございます。

○議長（工藤正孝君） ほかに質問はありませんか。夏堀剛充君。

○2番（夏堀剛充君） 答弁、大変ありがとうございました。

再々質問はございませんが、最後に、農家さんも大変高齢化になり、農地を貸したい方、農地を借りたい方、小規模な土地を貸してもらい、1つにまとめて大きな農家に貸し出すチャンスを生かせるのは今だと思います。

さらに前進する南部町の農業を願い、以上で質問を終わります。大変ありがとうございました。

○議長（工藤正孝君） これで夏堀剛充君の質問を終わります。

12番、中館文雄君の質問を許します。中館文雄君。

（12番 中館文雄君 登壇）

○12番（中館文雄君） おはようございます。

久しぶりの質問ですので、よろしくお願いいたします。

私は、今定例会に臨むに当たり、過去にも質問いたしましたテレビ放送難視地区の抱えている問題点、また、町長の掲げている町の生活環境の整備の中で、命を守る希望の橋構想の実現に向けての取組等について、併せて公共施設の有効活用の面から、南部町誕生前から各地区に建設されて活用されてきた老人福祉センターの老朽化に関わる3点について順次質問してまいります。

初めに、公共施設の有効活用問題から質問いたします。

公共施設は、それぞれの目的を達成するために整備され、活用されていることは承知しておりますが、その中で、3地区に整備されておりました老人福祉センターは、老朽化により、7年度は、昭和51年4月に完成した福地老人福祉センターが取り壊され、8年度は、南部老人福祉センターが取壊しの予定となっておことはご承知のとおりです。

残る名川老人福祉センターは、現在、南部町が誕生して以降、町福祉協議会の拠点施設として利用されているところでありますが、当センターも平成2年6月の建築であり、完成後36年の経過となります。建築物の耐用年数等を考慮しましても、利用を続けるには問題点が多いと

思います。

そこで私は、利用している福祉協議会と時期をみて、移転の必要性について協議の時期ではないかと思い、次の質問をいたします。

1点目は、町福祉協議会が活用している名川老人福祉センターの現在の活用状況と、今後の問題点についてお尋ねいたします。

2点目は、整備の整っている総合保健福祉センターゆとりあの現在の活用状況と、今後、移転等を含め福祉協議会との協議の必要性についてどのように考えておられるのか、お尋ねいたします。

次に、町長の打ち出した南部町（仮称）命を守る希望の橋構想について質問いたします。

この発表は、名川地区ほ場整備事業の着工時期だったと記憶しておりますが、ほ場整備事業は着々と進んでおります。完成後の予想図は見たことはありませんが、地権者からも道路用地の協力を得ながら、区画がされているように話は聞いております。そうだとするならば、そのような町民の志を実現するためにも、構想は実現したいと思う一人であります。

大規模構想実現によく紹介される事業は、明石海峡大橋構想があります。当時の神戸市長の言葉に、挨拶の中で、「人生すべからく夢なくしてはかないません。」の一句があります。この事業は、構想発表から49年の歳月がかかりましたが、当町の希望の橋構想は、実現のための取組方法によっては、早期実現も可能だと私は思っております。そこで、次の質問をいたします。

1点目は、現在までの取組の状況をお尋ねいたします。

2点目は、町民の総意として取り組む必要性和、事業化に向けての位置づけを明確にし、関係機関又は関係者との協議の必要性をどのように考えておられるのか、お尋ねいたします。

次に、テレビ放送難視地区の問題点と共聴組合への助成について質問いたします。

この件につきましては、令和3年6月第101回定例会と、令和4年6月第109回定例会でも質問しておりますので、共聴組合の実態については省略いたします。

この問題は、全国の難視地区に指定され、指導により共聴組合を設立している全ての組合に関わる課題が、国の担当省庁に届けられ、自治体によっては組合の要望に助成事業を可決して組合の助成に当たっていることも、私自身も総務省から依頼を受けて、相談支援窓口で直接電話して確認しております。

各自治体にも、これらの問題に対応していることは確認しておりますが、各自治体独自の対応については、組合からの質問には内容はお答えできないとの返事でした。自治体間の対応を

求められましたので、平成5年9月から総務省により始められた共聴組合に対してスタートしたアンケート調査、また、その後、相談窓口等により調査されている問題点等について、次の質問をいたします。

1点目は、全国の難視地区からの声に対して、総務省の取り組んでいる解決策と、当町の対応策はどのように取り組んでいるのか、お尋ねいたします。

2点目は、該当自治体の取り組んでいる助成事業や共聴組合への援助事業についての当町の考え方について、どのように対策を考えているのか、お尋ねいたします。

以上、通告に従いまして質問してまいりました。町長並びに関係者の答弁を求め、質問を終わります。

○議長（工藤正孝君） 答弁を求めます。町長。

（町長 工藤祐直君 登壇）

○町長（工藤祐直君） それでは、お答え申し上げます。

まず、名川老人福祉センターの現在の活用と今後の問題点についてであります。名川老人福祉センターは、平成元年4月に開設し、37年が経過した建物であり、指定管理者制度によって、南部町社会福祉協議会が管理運営をしております。

令和7年3月をもって名川デイサービスセンターを廃止したことから、現在は社会福祉協議会の事務室、社協ケアプランセンターの事務室、社会福祉協議会主催のサロン活動の会場、町民による入浴施設の利用、民生委員をはじめとする福祉団体の会議開催場所として使用されております。

今後の問題点としましては、施設の老朽化が進む一方で、60歳以上の方の入浴施設利用者が増えていることが挙げられます。

入浴施設利用者は、令和5年度延べ3,669人に対し、昨年度の利用者は延べ4,593人と、2年間で1.25倍増加しております。万一、施設を廃止した場合の利用者の入浴機会の確保が課題であると感じております。

また、総合保健福祉センターゆとりあの利用状況であります。昨年度の実績では、入浴施設利用者延べ3,687人、住民健診や健康教室、各種研修会、芸能文化祭、熱中症対策としてのクーリングシェルターなど、延べ6,489人が利用しているほか、施設内2か所で学童保育を行っております。

社会福祉協議会との協議の必要性につきましては、将来的に名川老人福祉センターを廃止した場合の社会福祉協議会事務局の移転先について、ゆとりあも移転候補先の一つとして協議を進めているところであります。

先ほど申し上げましたように、名川老人福祉センターの入浴施設利用者の課題もありますので、今後、方向性が決まった際には、議員各位へ改めてご説明申し上げたいと考えております。

次に、南部町（仮称）命を守る希望の橋の実現に向けた取組みについてお答え申し上げます。

これまで大雨や台風などの災害が発生した際に、県道や町道が冠水し、通行止めとなり、防災拠点となる役場庁舎への国道からのアクセスが分断されたことから、その対策として、道路整備が必要であると考え、生活環境の整備の分野の柱の一つとして、私の公約としても掲げております。

始めに、現在までの取組状況についてであります。令和元年度に青森河川国道事務所及び県へ道路整備の必要性について計画概要を説明し、県選出国會議員へ要望書を提出いたしました。

令和２年度に概略検討業務、令和３年度に道路部分の詳細設計を実施し、令和４年度に大島元衆議院議長に現地を視察していただき要望書を提出した以降は、事業名を災害対策における南部町「（仮称）命を守る希望の橋」に改めまして、毎年度、国や県に対し、事業概要の情報提供及び技術的支援を依頼するとともに、町村会を通じて県知事に重点事項の要望を行ってきたところであります。

橋につながる道路部分の整備には、令和５年度に用地測量調査業務を行い、令和６年度からは、国の補助事業を活用しながら、用地買収、立木補償、一部工事に着手しており、また、事業費抑制の観点から、国や県と協議しながら他の工事で発生する盛土材を受け入れて事業の進捗を図っているところであります。

次に、町民の総意として取組む必要性と、事業化に向けての位置付けを明確にし、関係機関又は関係者との協議の必要性についてであります。国道４号から役場庁舎へのアクセスは、一般県道櫛引上名久井三戸線と、高瀬諏訪ノ平停車場線が担っております。定期路線バス、町コミュニティバス路線として地域住民の生活重要道路となっているにもかかわらず、幅員が狭いため、バスなどの大型車とのすれ違いに苦慮している状況にあり、さらには大雨時に冠水により通行止めが発生することから、住民の安全安心なまちづくりのために取組むべき事業であ

と考えております。

事業を実現させるためには、高度な専門的知識及び多額の事業費を要すると認識しているところであります。現在は、町が実施主体となり、整備の財源として社会資本整備総合交付金及び過疎債を活用して事業を進めておりますが、予算確保が大変厳しい状況であることから、国や県の技術的助言に加えて財政支援が必要不可欠であります。

以上のことを踏まえまして、本事業をさらに推進するため、今年度、議員の皆様と共に県選出国會議員及び関係機関へ要望したいと考えておりますので、ご理解をいただき、ぜひともご参加くださいますようお願いいたします。

今後も整備にかかる財源や人員体制を確保し、国や県の助言をいただきながら、災害対策及び利便性向上を目的とした新たな国道へのアクセス道路の整備が将来的に実現できるよう、議員の皆様をはじめ、国・県、関係機関のご支援を賜りながら着実に進めてまいりたいと考えております。

技術的、予算的にも大変ハードルが高いものがありますが、諦めないで実現に向けて取組みをしていきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

次に、テレビ難視地区の問題点と、共聴組合への助成について、お答え申し上げます。

まず、全国の難視地区からの声に対しまして、総務省の取り組んでいる解決策と当町の取組みについてであります。総務省及び全国地上デジタル放送推進協議会は、平成21年度にデジタル難視の解消を図ることを目的とした地上デジタル放送難視地区対策計画を策定し、平成23年7月の地上アナログテレビ放送から地上デジタル放送への完全移行に伴い、共聴施設の整備等に関わる事業費の一部補助を実施してまいりました。

総務省では、令和6年度からテレビ共同受信施設相談窓口を設置し、共聴施設の維持管理に関する問題や補助事業の申請方法など、共聴組合や地方自治体に対して相談支援を実施しております。

また、令和7年度からは、辺地共聴施設の高度化を図るため、辺地共聴施設の光ケーブル化を伴う改修やケーブルテレビ等による代替に要する事業費の一部を補助する地上基幹放送の小規模中継局等のブロードバンド等による代替等支援事業を実施しております。

当町におきましては、平成22年度から平成25年度にかけて、総務省の補助事業を活用し、加入世帯の負担が過大にならないよう、町補助金を上乗せして共同受信施設を整備しております。

また、共同受信施設の設置から10年以上経過する中、施設の老朽化や過疎化による組合員減

少など、様々な問題が想定されるため、令和3年度及び令和6年度にアンケート調査を行い、各組合の状況把握に努めております。

次に、該当自治体の取組んでいる助成事業や共聴組合への援助事業についての当町の考え方についてであります。総務省の地上基幹放送の小規模中継局等のブロードバンド等による代替等支援事業に係る補助金の交付決定された全国の自治体数は、令和7年度は15自治体、令和8年度は2自治体となっております。

当該事業の補助率は3分の2または2分の1と設定されており、残りの金額につきましては、組合員の方に一部負担していただき、その負担を除いた部分について、自治体負担としている例があることは承知しております。

令和4年6月定例会の一般質問においてもお答えしておりますとおり、共同受信施設を整備した際に、施設の維持費や修繕に係る経費は各組合で対応していただくようお願いしたこともあり、現状のまま各組合で対応していただきたいと考えているところであります。

なお、施設の大規模な修繕や経年による更新が必要となった場合は、共聴組合の意向を確認した上で、共聴施設や共聴組合の規模などに応じ、個別に対応してまいりたいと考えておりますので、ご理解を賜りますようよろしくお願いいたします。

私からは以上です。

○議長（工藤正孝君） 再質問はありませんか。中舘文雄君。

○12番（中舘文雄君） 答弁ありがとうございました。

まず最初に、公共施設の福祉協議会との協議の件です。

これは、前提、移転を含めた協議を進めるということによろしいんですね。それともう一つは、今答弁の中で、入浴利用者が増えているというようにお話がありましたけれども、前のこの本会議で、名川地区は利用者が少ないために剣吉地区にある施設へ移動すると。それは同意してやっていますということで、我々がそれを同意した経緯があったと思いますけれども、その辺はどうなっているか、もう一度確認いたします。増えているというのは、その当時は減って、1つに統合しますよという話だったはずなんです。急にそれが増えてきたのかとか、その辺をまずお聞きしたいと思います。

それから、さっき言った協議会との協議を進めると、今の名川福祉センターから移転する協議は進めるということでもいいかどうかと、それから、さっき言った入浴人数が急に増えてきた

理由、もし把握しているのであれば、お答えいただきたいと思います。その2点をまず公共施設のほうについてはお聞きします。

それから、夢の大橋構想です。初め、町長は夢の大橋構想と言ったのを、私が一番最初質問するときに、夢の大橋構想ということで文面を書いたんですけれども、指摘されまして、命を守る橋です。これは今、国でも命を守る道ということで計画に入っています。ですから、大災害想定以外の災害があったときに、どうしても道路整備は欠かせないということで、櫛の歯構想というか、櫛みたいに、どこからでも出入りできるような幹線道路に対して、各地区から走れるような道をつくっていかうという今構想が計画されているはずです。ですから、それと一緒に、命を守るということですから、災害等があったときに、当然そういう道路が必要だということは私も理解します。

それから、私はこの構想を考えて実現するために考えたのが、今、名久井岳公園線というのがあります。三戸町泉山地区を起点にして、名久井岳公園線がちょうど南部町の上名久井の県道の交点を終点とする道路、県道があそこまで来ているんです。それを4号線まで延長する交渉を町でしたことがあるのかとか、まずそれをお聞きします。

私は一番現実味があるのは、県道の終点を4号線まで延ばす。その構想をぜひこの構想の中に入れて検討するべきだと思っていますので、その辺の名久井岳公園線の終点地点を、国道4号まで延長した県道を県につくってもらう。それによって、さっき町長が言った、命を守る橋災害があったときに守る橋につながると私は思っていますけれども、その辺の交渉を、この構想を実現するための交渉を進めたことあるのかどうか。

やっぱりさっき町長が言いましたように、財源が相当かかる工事ですから、いかにしてそういう補助事業を使える工事にしていくかという、もう一つの方法だと思います。それが、私が一番いいのは、名久井岳公園線の終点を4号線までの交点として進めると、そういう一つの交通をつくり上げていくことも大事じゃないかと思っていますけれども、その辺についてまずお聞きしたいと思います。

それから、難視地区の問題です。難視地区の問題は、もう3回目の質問ですから、この問題は分かった上で質問します。

前回、私が問題点を総務省の窓口相談したときに、私はこういう問題があるということで全部羅列しました。そうしたら同じ問題が全国から寄せられていますと。それによって実態によっては、財源を何から確保してどういう使い方をしているかは、組合に対して教えられませんか。これはあくまでも自治体で、総務省のホームページにちゃんとこの実態が、こういう

事業をやっているというのは載っているはずですから、自治体間でぜひ問い合わせてもらいたいということを言われたんで、改めて質問しています。

それから、さっきちょっと言ったように財源が多くかかるというのは、我々の事業も、例えば工事代金が3,500万以上かかった工事をやりました。その中で、国からそのときは3分の2の補助があって2,380万ぐらいもらっています。それからNHKから660万もらっています。町からも485万6,000円、補助をもらって、あとは加入者が負担するという形で事業していましたけれども、私も更新工事に見積りを依頼してやりましたら、少なくとも更新工事でも3,000万円以上はおたくの組合がかかりますと言われました。

その中で、私が聞いたところは、国は2分の1の補助を考えている。これはあくまでも自治体から要望がなければ出しませんということなんです。あくまでも自治体が認定した団体であるということの証明がなければ、国で補助事業は出さないということと言われました。

ですから、私が聞きたいのは、例えば南部町で難視地区の認定をされている地域、戸数、人口がどの程度か掌握しているかどうか、まずこれ1点聞きます。

それから、組合の維持ができなくなるという状況が発生したときに、個人責任として放置するのか、それとも保護政策を町として、私は考えなければいけない。アンケートでは、窓口相談、町に相談したときも、それはするわけにはいかないと。もう関係ありませんというわけにいかないはずだと。ですから、各自治体で工面をしながら財源を確保しながらやっている自治体がありますよということと言われました。

ただ、それはどういう方法でやっているかは、自治体のそれぞれの考えがありますから、自治体で協議して結論を出してもらうしかないということ言われたので、この点でもぜひ、保護政策というのをどういうふうに考えるか。難視地区というのは、これは特定な地域なんです。難視地区でないところは全然関係ない話なんです。

自分がテレビアンテナでテレビを受信される場所は何にも心配ない、暮らせる場所なんです。難視地区であればこそ問題が、こういう問題が出てくる問題ですから、私もその代表をやっていますから、ぜひこの辺は自治体としても解決していかなければならないという問題があるもんですから、3回目の質問をしました。

ですから、保護政策というものをどういうふうに町で考えていくかというのは、絶対にこれは考えていかなければならないものだと思いますので、改めてこれについてお聞きします。

それから、今我々が東北電力の柱に使用料を払っています。町の公有地に電力が立って、恐らく自治体だから金を払わないということはないと思います。東北電力は払っているはずで

す。どれぐらいの収入が町に入っているのか、それをどういうふうに使っているのか。その辺のところも質問いたします。

この4点をまず取りあえず、各問題について質問いたします。

○議長（工藤正孝君） 福祉介護課長。

○福祉介護課参事（戸室正樹君） 公共施設の有効活用について、私のほうからご答弁させていただきます。

ご存じのとおり、福地地区にはゆとりあ、南部地区にはぼたんの里ということで、60歳以上の方が無料で入れる町の施設がございます。ただ、名川地区につきましては、保健福祉センターはございませんので、60歳以上の方が入れる無料のお風呂は、名川老人福祉センターだけと。もしそこをなくしたときに、名川地区から高齢者が無料で入れる風呂をなくすることになるということは、社会福祉協議会さんとしても課題として認識しているというふうに思っております。

ですので、社協事務局の移転という認識では進めておりますし、町長の答弁にもありましてとおり、ゆとりあも候補地の一つとして、話し合いをさせていただいたこともございます。もし、ゆとりあに行ったときには、ここのスペースであれば事務室が入りますねと。書類はどこに置けますねというようなことも、少しお話をさせていただいたということもお知らせしております。

あと、入浴利用者が増えているということですが、令和5年度、毎年度3月の実人数になりますけれども、令和5年度が45人、1日平均19人、令和6年度は実人数50人、1日平均18人、昨年度、令和8年3月になるんですけれども、実人数で71人と増えております。1日平均24.4人ということで、ちょっとここ増えているというのが、話し合いがちょっと進まない理由にもなるのかなというふうに思っております。

入浴利用者が増えている理由ですが、一時的にバーデハウスふくちが工事で入浴施設が使えない時期もありましたので、新しく入りに来た人は、その代替で名川老人福祉センターに来たのかなというふうに思っていたんですけれども、昨年度1年間において、新規、新しく名川老人福祉センターの風呂を利用した人が32人いらっしゃるんです。例年ですと大体5人前後だったんですけれども、昨年度1年間急に増えたということで、正直増えた理由というのは分からないんですけれども、中には「ここ、無料で入れるんだってね」ということで、名川老

人福祉センターにお見えになっている方もおられるという話も伺っておりますので、口コミで広がっている部分もあるのかなというふうには感じてございます。

以上でございます。

○議長（工藤正孝君） 建設課長。

○建設課参事（石橋一史君） それでは、中館議員の2つ目のご質問であります命を守る希望の橋の道路整備に関して、名久井岳公園線の終点を国道4号まで延長した計画を検討したことはございますかというご質問でございますが、名久井岳公園線については、現在、町で計画している道路とは接しておりません。役場庁舎からほ場整備区域内の道路を歩いて希望の橋のほうに向かう計画となっておりますけれども、その中で、県道櫛引上名久井三戸線のバイパス的な役割にもなるということを検討したことがございます。ほ場整備区域内から、橋の方向ともう一つは、赤石方面の県道バイパス工事に向かう県道櫛引上名久井三戸線の上川原地区に接続する形の計画を検討しており、このような構想で現在は進めております。

以上でございます。

○議長（工藤正孝君） 企画財政課長。

○企画財政課長（菅谷信也君） ただいまの中館議員からのご質問にありました、共聴組合の数及び世帯等についてでございますが、こちらのほうで把握してございますのは、現在10個の共聴組合がございまして、アンケートを取らせていただいた際に、加入世帯数等のほうを確認させていただいておりますが、その際、ご回答いただけたのが8地区、8共聴組合ということで、そちらの共聴組合のほうを足しますと395世帯の方々が加入されているという状況でございます。

次に、電柱の使用料等の関係でございましたけれども、ただいま手元に資料等を持ち合わせておりませんでしたので、これにつきましては後ほどご回答させていただきたいと思っております。

それから、保護政策のほうについてでございますけれども、こちらのほうにつきましては、今後、町の政策等の大きな基準にもなることとございますので、私のほうからこの場で補助いたしますというふうなことを明言することは、ちょっと難しいかなと思ってございます。

ただ、先ほどの答弁の繰り返しになりますけれども、各共聴組合の規模及び積立金の状況、

あるいは今後の運営の方針というふうなことも、それぞれにございますので、そちらの部分についてご確認をさせていただいた上で、今後も個別に対応させていただきたいというふうに考えてございますので、ご理解いただきたいと思います。

以上でございます。

○議長（工藤正孝君） ほかに質問ありませんか。中館文雄君。

○12番（中館文雄君） 先に建設課長から答弁があった県道の複雑な構造で考えたことはないということです。県道には、課長も分かっていると思いますけれども、重複区間というのがあるんですよ。県と同じ県道を、例えば名川軽米線、これも櫛引上名久井三戸線と重複している区間があります。それから、中野北高岩停車場線というのがあります。これも重複しているんですよ。県道は重複したから駄目、単独でいかなければいけないということはないんです。櫛引上名久井三戸線を利用して、それを名久井岳公園線の延長に4号線まで延ばすということは、構造上は可能なはずです。私も勉強しました。それは、構造上は可能なんです。

ですから、そういう県の予算、県の力も借りる。国、もちろん国会議員、国の力も借りますけれども、県道として整備するというそういう構想をやっぱり一つは持っていないと。重複区間と、単独でなければ県道は認められないということはありませんから、重複した県道もあちこちにあります。例えば櫛引上名久井三戸線の終点、高瀬橋の手前から、諏訪ノ平停車場線というの、あれも一つは県道で、県で管理しているはずですよ。あれだって重複しているんですよ、4号線を使って4号線に入るのも、諏訪ノ平停車場線ですし、高瀬橋からあのガードの下をくぐっていくところ、これも県道で、県で管理しているんです。重複区間として認められるはずですから、ぜひ検討いただきたいと思います。

それから、私は命の橋というか、これを実現したいかということと諏訪ノ平のあの場所が線路の下、あそこはよく言われます、アンダーパスというか、あそこは大雨が降ると陥没します。道路が陥没して水がたまってしまっていて通れなくなる。そういう場所もありますし、それから名川大橋として今使っている虎渡から来る道路も、あそこは例えば踏切事故か何かがあれば、あそこも通れない場所になってしまうんです。

ですから、町長の言う命を守る橋というのは、どうしても町としては全力を挙げて実現に向けて協力し合うべきだと。町長がさっき言ったように、今年度、議員と一緒に陳情にもということですから、これはぜひやってもらいたいと思いますし、ひとつ地区から出ている国会議員

の方々からも力を借りながら、いかにしたらこの実現に向けて力を結集できるかというのは、一番大事なことだと思いますので、ぜひその辺はお願いしたいと思います。

さっき明石大橋海峡の話をしてしましたが、あれだって最後は国会議員、全国の国会議員が議員連盟をつくって、これはぜひやるべきだとやって実現した橋なんです。我々の目標とする構想は、そこまでは広げなくてもいいかもしれませんが、ぜひ全力を尽くして、この実現に向けてやっていく必要性が私はあると。南部町にとっても避難道路といいますか、そういう面でもぜひこれは実現すべきだと思います。よろしくお願いしたいと思います。

それから、先ほど公共施設利用で、さっき課長から徐々に増えてきたという、町では例えば、チェリウスであれ、バーデハウスであれ、お風呂の券、町民に対するサービスもします。ですからいろいろな形でやっていますから、何人かの人数が増えたから、ここを残さなければいけないという発想じゃなくて、町全体の将来構想を考えてどうするかということも、ひとつ念頭に置いて検討していただきたいと思います。その点についてもし何か考えがあればお聞きしたいと思います。

難視地区の問題は、私も何回も総務省の窓口で電話して確認しています。これをこのまま放っておけば全国でそういうテレビが見られない地域が増えてくると、それを国としてどうして考えるんだといったら、各自治体と協議してもらいたいという話が来たんです。各自治体でその実情は自治体でなければ分からないと。国で証明書をうける上で、机上の計算では分からない問題ですから、各自治体が問題点を提起して、それに対して自治体でどう考えるかということ、ぜひ協議してもらいたいということも言われましたので、その辺についてもし改めて何か考えがあればお聞きしたいと思います。

以上です。

○議長（工藤正孝君） 福祉介護課長。

○福祉介護課参事（戸室正樹君） 入浴利用者がここまで増える前だったんですけれども、私もさほど利用者が多くないときには、その方たちの代替手段を設ければ、移転の話は進むのかなということで少し考えたこともございます。ただ、利用者が増えてきているという現状を、社協の職員の方とお話しさせていただきますと、やはり近所の方で歩いてきていらっしゃる方もいる、つえをついてお風呂に入りに来ている人もいるということで、必ずしも誰もが車を運転できる人だけが、名川老人福祉センターを利用しているわけではないという事実もございま

すので、その辺も含めまして、今後検討させていただきたいと思います。

以上でございます。

○議長（工藤正孝君） 企画財政課長。

○企画財政課長（菅谷信也君） 先ほどの各自治体との協議への考えということでございましたけれども、その件につきましては、まず一つの選択肢といたしまして、国費対応の割合の増加あるいは全額国費対応というふうなものにつきましても、要望として伝えてまいりたいなというふうには思いますので、よろしくお願いいたします。

○議長（工藤正孝君） これで、中館文雄君の質問を終わります。

ここで11時15分まで休憩いたします。

（午前10時56分）

.....

○議長（工藤正孝君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午前11時15分）

.....

○議長（工藤正孝君） ここで、企画財政課長より発言の申出がありますので、許します。企画財政課長。

○企画財政課長（菅谷信也君） 先ほど休憩前でしたが、中館議員からのご質問にございました、電柱等の収入等に関してでございますけれども、中館議員が代表を務めております鳥谷中央地区組合で利用されている電柱等につきましては、こちらのほうで把握はちょっと難しいものですから、単価等についてお答え申し上げます。

電柱、本柱につきましては、田んぼで1本当たり1,870円、畑では1,730円、宅地で1,500円、その他180円というふうになってございます。

なお、参考としてでございますが、町全体といたしまして、令和6年度に東北電力のほうか

らの収入では63万9,120円、N T Tのほうからは51万4,121円の収入がございました。

以上でございます。

○議長（工藤正孝君） 一般質問を続けます。

1 番、沼畑俊吉君の質問を許します。沼畑俊吉君。

（1 番 沼畑俊吉君 登壇）

○1 番（沼畑俊吉君） 今回の私の質問のテーマは、身寄りのない高齢者が、この先も安心して住みよい町に住むことを目指しての質問であります。早速本題に入らせていただきます。

今後、単身高齢者や高齢者のみ世帯が増加すると予想される中、身寄りがない、または親族がいても頼ることが難しい高齢者が、日常生活、入院、介護、町営住宅入居、介護施設入所、看取り、葬儀、住まいの整理、財産管理等について不安を抱えるケースが、今後さらに増加していくと考えられます。

こうした課題は、地域包括ケア、医療・介護連携、成年後見制度、終活支援など、多分野にまたがる課題であり、従来の家族や親戚による支えを前提とした仕組みだけでは、対応が難しくなっていると考えられます。

また、いざというときに、本人の意思や連絡先が分からず、医療機関や行政、関係機関が判断に迷う場面も想定されることから、元気なうちからの備えとともに、本人の意思などを関係者が共有し、活用できる仕組みを整えていくことが重要であるのではと考えます。

行政が全てを担うのではなく、相談体制の明確化や関係機関の連携で、町民へ分かりやすい情報提供を進めることで、本人の不安低減と、行政、地域双方の負担軽減につながるものと考えます。

2030年、40年、50年と南部町が年を重ねても、南部町に住んでよかったと言われ続ける町を目指して、下記の具体的な質問に移ります。

1 つ目に、現状についてであります。

町として、身寄りのない高齢者をどのように定義し、把握していただけますのでしょうか。

2 つ目に、南部町における高齢化率、単身高齢者世帯、高齢者夫婦のみ世帯、親子 2 人暮らし世帯等の現状と、それぞれの今後の見通しを伺います。

3 つ目に、日常生活、町営住宅入居、介護、医療、介護施設入所、看取り、葬儀、住まいの整理や財産管理等に関する相談や不安の声について、件数や内容の傾向をどのように把握して

いらっしゃるのでしょうか。

4つ目に、これらの相談に対して、現在どこの機関が窓口となり、どのような流れで本人や関係者に対してどのような支援を行っているのでしょうか。

また、各担当課、地域包括支援センター、社会福祉協議会、民生委員、介護事業所、医療機関、町内会等の連携は、実際どのように行われているのでしょうか。

次に、課題についてお伺いします。

1つ目として、身寄りのない高齢者への対応において、現行の制度や運用の中で、行政や関係機関が実際に困っている場面や、判断に迷う具体的な事例はあるのでしょうか。

2つ目に、以下の場合において、課題の認識についてお伺いします。

アとして、入院、町営住宅施設入所時の身元保証人や緊急連絡先の確保、イとして、医療、介護に関する意思決定支援、ウの退院後、退所後の生活支援の継続、エとして、死亡時の対応（葬儀、遺品整理、費用負担等）。

3つ目に、今後の方向性についてお伺いします。

エンディングノートの活用や成年後見制度、日常生活自立支援事業、身元保証や死後事務委任契約等について、町民が元気なうちから備えるための啓発や相談体制を、今後どのように強化していくお考えなのでしょうか。

2つ目に、町民が自らの希望や緊急連絡先、医療、介護、葬儀等に関する意思を事前に整理し、いざというときに関係機関が共有、活用できるような情報登録の仕組みを整える考えはありでしょうか。

3つ目に、行政が全てを担うのではなく、地域包括支援センター、社会福祉協議会、医療機関、介護事業所、民間事業者等と連携し、役割分担や対応手順を明確にした共通ルールや連絡体制を整備する必要があると考えますが、町のご見解をお聞かせください。

4点目、誰もが将来にわたり安心して南部町で暮らし続けることができるように、本テーマに対して、町としてどのような支援体制を今後構築していくお考えなのでしょうか。また、その実現に向けた具体的な取組方針についてお知らせ願います。

答弁をよろしくお願いします。

○議長（工藤正孝君） 答弁を求めます。町長。

（町長 工藤祐直君 登壇）

○町長（工藤祐直君） それでは、お答え申し上げます。

まず、現状についてであります。身寄りのない高齢者の定義と把握につきましては、「身寄りがないこと」の明確な定義はございませんが、町では親族がいない人、また、親族がいても居場所が不明な人や支援が期待できない人、また、親族から支援を拒否されている人と捉えております。

また、町として全ての世帯の親族関係や、高齢者本人と親族との関係性を把握しておりませんので、身寄りのない高齢者数を捉えてはおりませんが、近年増えているように感じられ、入院や施設入所をする際などに身元を保証する人がいないということは、大きな課題であると考えております。

町の高齢化率等の現状ですが、今年4月1日現在、高齢化率は41.44%で、前年より0.35%の増、単身高齢者世帯は1,818世帯で、前年より19世帯の増、高齢者夫婦のみ世帯は1,044世帯で、前年より20世帯の増、親子2人暮らし世帯、これは親の年齢が65歳以上、親子とも65歳以上の世帯数の合計になりますが、478世帯で、前年より1世帯の減となっております。

次に、今後の見通しですが、高齢化率は少子高齢化の影響により年々上昇していくものと思われます。親子2人暮らし世帯は、過去5年間の推移を見ますと増減を繰り返しており、単身高齢者世帯及び高齢者夫婦のみ世帯については、増加傾向にありますので、今後も緩やかに増えていくものと考えております。

次に、身寄りのない高齢者からの、日常生活などに対する相談件数と傾向につきましては、身寄りのない高齢者に限った相談件数を集計しておりませんが、参考までに令和6年度において、年齢を問わず、健康センターで相談を受けた件数は824件、ほかに高齢者の相談事業を委託している町内4か所の在宅介護支援センターにおける相談件数は、延べ2,601件でありました。

身寄りのない高齢者に限った相談件数ではないため、いずれも介護申請や介護予防に関する件数が多い傾向にあるものですが、過去において町保健師に寄せられた相談の中には、親戚に頼る人がいなかったり、きょうだいも高齢で遠方に住んでいるため、支援が難しいという理由から、入院、入所、財産処分、献体などといった相談が寄せられております。

次に、身寄りのない高齢者の相談窓口についてであります。身寄りのある、なしにかかわらず、高齢者の困りごとは、地域包括支援センターが窓口となっているほか、相談業務を委託している在宅介護支援センターでも相談を受け付けております。

相談窓口につきましては、広報紙で町民へ周知しているほか、民生委員、医療機関、介護事業所につきましても周知し、理解をいただいているところであります。

次に、支援の流れにつきましては、町への直接相談のほか、関係機関からの連絡を受け、本人の状況や、どのような生活を望んでいるかを確認した上で、支援につなげられるよう努めております。

次に、課題についてであります。身寄りのない人への対応で困ることとしては、「支援に対する本人の拒否」が挙げられます。町職員の訪問、病院受診、介護サービス利用、家の中に生活用品や不用品が異常に蓄積されている、いわゆる「ごみ屋敷」など、課題解決のための支援に対しては本人の意思が優先されるため、本人の拒否があると介入困難になる場合があります。

他にも、身寄りのない高齢者自身が、身寄りがないことで、今後発生する問題に対する自覚がなく、相談窓口を紹介しても関心を持ってもらえないことや、地域との関わりが少ない人は、周りから身体や認知症の症状が気づかれにくく、症状が重くなってから支援が開始になること、などがあります。

さらには、高齢者に子供がいても「迷惑をかけたくない」との理由で、子どもへの連絡を拒否する場合もあり、親子の関係性が分からず、子どもから支援が受けられない、いわゆる身寄りのない高齢者なのか、あるいは、連絡がつけば子どもから支援が受けられるのかを把握するのに悩む場面もあります。

課題の認識についてであります。入院や町営住宅、施設入所時の身元保証人や緊急連絡先の確保については、医療センターでは入院時に提出していただく「入院願」に、身元保証人と連帯保証人の記入をお願いしておりますが、場合によっては、どちらも同一人としたり、両方の記入がない場合でも、入院治療を優先して進め、その後において、緊急連絡先を確認するなど、柔軟な対応を取っておりますし、町営住宅入居の際には、連帯保証人1名を記入した「請書」を提出していただくことで、入居者の緊急連絡先を確保しているところであります。

次に、医療、介護に関する意思決定支援につきましては、医療機関の地域医療連携室や、本人を担当するケアマネジャーの適切な説明や情報提供により、本人の意思を尊重しながら話し合いを重ね、本人が理解した上で意思決定するよう努めており、退院後や退所後の生活支援につきましても、地域医療連携室やケアマネジャーが、本人の望む暮らしを叶えるため、関係機関と連携しながら、在宅生活や施設入所へとつないでおります。

次に、死亡時の対応については、自宅や病院等で亡くなった人で、警察や病院から「火葬などを行う人がいない」と連絡があった場合、「墓地、埋葬等に関する法律」に基づき、葬儀事業者などと連携し、町が火葬を行っております。

費用等につきましては、町で負担した後、亡くなった人の遺留金等を充当し、不足する場合は、法定相続人を調査し請求しておりますが、それでも回収できない場合には、不足する金額を県に請求しております。

次に、今後の方向性についてであります。エンディングノートの活用や成年後見制度等の啓発につきましては、今後も広報紙や介護予防事業の開催時における周知に努めるとともに、相談体制につきましては、毎月の在宅介護支援センターとの情報交換会、さらにはケアマネジャーや医療機関、薬局などの関係者が参加する地域ケア会議において、成年後見制度や救命措置を望まない終末期患者の搬送手順などをテーマに研修会を開催しており、引き続き、相談・支援体制の充実を図ってまいります。

町民の緊急連絡先や意思を整理し、関係機関が共有・活用できる登録の仕組みとしましては、国が奨励する「人生会議」があります。人生会議とは、本人が大切にしたいこと、望む生き方、そして、もしものときに、どのような医療やケアを望むのかについて、前もって考え、家族や友人、かかりつけ医、担当ケアマネジャーなど、信頼できる人と一緒に話し合っておくことで、本人の思いが尊重され、希望する医療ケアの実施につなげるという取り組みであります。

また、緊急連絡先や医療・介護のほか、葬儀の希望、財産、遺言など、本人の気持ちを伝える手段としては、エンディングノートが有効であると考えております。通いの場や老人クラブなど、エンディングノートの配布を希望する団体には、必ず人生会議について説明した後に、ノートの記入の仕方を説明しているところであります。

次に、関係機関と連携し、役割や対応手順のルールや連携体制の整備についてであります。が、身寄りのない高齢者のみならず、支援が必要な高齢者につきましては、本人の心身の状況、現在の生活の様子、年金などの収入源や預貯金の額、財産の有無、本人の望む暮らし方などを、総合的に勘案して支援をしていかなければならず、支援内容や支援に関わる関係機関も、一人ひとり変わってくるものであります。

支援にあたっては、担当職員が調査した内容をもとに、課長以下、社会福祉士、主任ケアマネジャー、保健師といった専門職など複数職員で、どういう支援が適切なのか、関わる関係機関はどこなのか、法的に問題はないか、などを協議・確認の上、支援方針を決定しているところであり、関係機関との連携も問題なく進められている状況にあります。

最後に、誰もが将来にわたり安心して暮らし続けることができるよう、今後の支援体制や具体的な取組方針についてであります。国では、身寄りのない高齢者への支援強化を盛り込ん

だ「社会福祉法等の一部を改正する法律案」を、現在開かれている国会に提出しております。

頼れる親族がいない高齢者や認知症などの影響で判断能力が不十分な人を対象に、金銭管理や福祉サービスの手続き代行などの「日常生活支援」、また、病院への入院や介護施設に入所する際の「手続き支援」、さらに葬儀、納骨、遺品整理などの「死後事務支援」などといった制度の創設が改正法案の中に盛り込まれており、支援事業の運営は社会福祉協議会などを想定しているとのことであります。

このことにつきましては、町社会福祉協議会も注目しており、支援事業の詳細情報が入った場合は情報共有することとしておりますし、法案成立後は、新しく創設される制度の実施に向け、町と社会福祉協議会とで協議を重ねながら、身寄りのない高齢者への更なる支援体制の強化・充実を図りたいと考えているところでございます。

私からは以上であります。

○議長（工藤正孝君） 再質問ありませんか。沼畑俊吉君。

○1番（沼畑俊吉君） 非常に丁寧で、誠実なご答弁を大変ありがとうございました。

質問の準備するにあたり、担当課に様々お聞きした中でも、非常に誠実さが伝わって、現場感というのは非常に丁寧に動いているんじゃないかなと思って、こういう質問をすることは非常に恐縮だったんですけれども、冒頭で申しました、やっぱりこの町を10年、20年、30年先までしっかり安心して住み心地のいい町としてつなげるためにも、質問をさせていただいたところでございます。

再質問の1つ目なんですが、先ほど葬儀の支援とか、遺品の整理とかというお話がありましたけれども、具体的に1年間で、直近どのくらいそういう場に携わることがあるのでしょうかというのと、ちょっとやっぱり目を伏せたくないような職員さんの苦労もあると思うんですけれども、どのようなお気持ちで人の尊厳に立ち向かって、業務にあたっていらっしゃるのか。

また、先ほど費用のお話がありました。トータルとして、ご葬儀を行政でやるとどのくらい費用がかかっているのかなど、具体的に教えていただければ幸いです。

2つ目なんですけれども、町では保証人に対して非常に弾力的に対応をされているとご答弁をいただきました。本当に命が、最後どうなるかというのは分からないときには、やっぱり命優先だったり、本人の意思優先だったり、温かい行政の手の差し伸べがあるということを、議会の場でも確認させていただくことができました。本当にありがとうございます。

そうは言っても、やはり町民からの声としては、自分が介護施設に入れるんだべか。自分が入院したとき保証人が誰かついてけるんだべか。そういう声があります。そういう声に対して、非常にケースバイケースで、町は行政としてこうしますよというのは言いづらい。施設さんとか、医療機関は民間機関ですので、行政として全てを町でやるわけにもいかないし、医療機関にも免除を求めることができないなど、複雑な、ちょっと困難なことは想定されると思うんですけども、今後やはりこのようなケースが増えていく、不安を抱えていく人が増えてくるとなるのを、少し想定して町がこの保証人の部分を2人あるんだけれども、どうにもならないときは1人なんだよと。しっかり住民一人ひとりにお伝えできるような体制の検討が可能なのでしょうか。

本当にこの不安を和らげるというのは、情報発信と一言で言っても、やっぱり誤解もあるし、やっぱり非常に難しいんですけども、この継続して諦めないで福祉の姿勢、先ほど伺いしましたが、本当に丁寧に寄り添って、寄り添って、本人の意思を確認して最後まで見届けるといった言葉がありましたが、そういう姿勢でやっぱり不安を和らげる努力をしていくというのが必要だと思います。もしこの不安を和らげる方策にお考えがありましたら、お知らせください。ご見解を伺います。

以上、大きく2つの再質問です。ご答弁をよろしくお願いします。

○議長（工藤正孝君） 住民生活課長。

○住民生活課参事（夏堀勝徳君） 死亡時の対応ということで、町で火葬した具体的なケース、火葬した件数、あと費用のことについてお答えを申し上げます。

まず、町で対応した具体的なケースですが、火葬を行った実績に関しては、例年0件か1件程度でございましたが、昨年12月末から今年4月にかけて3件の事案が発生しておりますので、その内容をご説明いたします。

1件目のケースですけれども、こちらは70代の男性でございました。昨年の年末、12月27日くらいでしたが、病院から連絡がありまして、入院中死亡したが病院で遺体を長く置けないということで、町で早めに引き取ってくださいというものでした。

連絡があったときが年末ぎりぎりということで、その時点では、火葬場の予約は休止している状況でしたので、火葬予約については正月明けの1月4日にならないと予約を取れないということで、やむなく健康センターに設置している遺体保管専用の冷蔵庫で、正月明けまで保管

を行っております。正月明けの1月4日に火葬予約を入れまして、その後数日のうちに火葬を行っております。

2件目のケースですけれども、こちらは60代の男性でございました。令和8年1月に警察から連絡がありました孤独死の案件でしたが、警察から親族数名に遺体の引取りをお願いしても、全て拒否されたということで、警察から引取りの連絡があったものです。連絡後にすぐに葬儀業者と日程調整を行いまして、火葬の予約を取りまして、この際には、火葬の直前に警察署から遺体を引取り、そのまま火葬場へ向かう直送という形で行っております。

3件目のケースですけれども、こちらは80代の男性でした。令和8年4月でしたけれども、独り暮らしの高齢者が自宅で亡くなっていたということで、検死が終わったということで、警察から引取りの連絡があったものですが、こちらの対応としては、先ほど事案2で説明をしました警察から連絡があったものと同様の対応を取っております。

3ケースとも、火葬後は町営墓地の無縁塔で保管しております。いずれも親族がいつでも引き取れるように骨つぼに氏名をつけて保管をしている状況です。

町で火葬した件数ですけれども、令和7年が2件、令和6年が0件、令和5年が0件、令和4年が1件、令和3年が1件でありまして、毎年1件ないし0件という実績でございます。

葬祭費用ですけれども、火葬費用等に関しましては10万円弱から20万円ぐらいということで、費用については、ばらつきがございますし、さらに不審死の場合には、火葬費用のほかに死体検案費用が発生いたします。発見時の状況によりますが、2万円から数万円と別途費用が発生してきます。

引取り時の状況により、すぐ火葬を行わなければならない場合もありますし、警察で保管している場合には、火葬まである程度警察側で保管をお願いする場合もございます。町の予算につきましては、葬祭費として生活保護の葬祭扶助費を参考に20万円程度の予算を確保しております。

町で実施する火葬等に関しましては、墓地埋葬法に関する法律により実施しているものです。火葬等を行う際には、死亡者に対し、尊厳を持った対応で実施しております。

説明は以上です。

○議長（工藤正孝君） 福祉介護課長。

○福祉介護課参事（戸室正樹君） 沼畑議員のほうから介護施設に入れるかとか、入院する際

の保証人が要するという高齢者からの不安の声が聞かれるということでございましたけれども、高齢者の困りごとについては、地域包括支援センターが引き受けますので、困ったときには地域包括支援センターのほうへ連絡していただきたいなというふうに思っております。

不安を和らげて安心して暮らし続けてもらうためには、やはりこの町民の方々に、地域包括支援センターというものを知ってもらう必要があるのではないかなというふうに考えております。介護保険事業計画をつくるために、昨年度、高齢者の人、1,500人を抽出してアンケート調査を行ったんですけれども、この中に「認知症になったときの相談窓口を知っていますか」という質問があって、はいと答えた人が39.3%でございました。3年前の調査では大体38%でございました。

もう一つ、「あなたに何か困りごとがあったときに相談できる人や窓口はありますか」ということで、複数回答をする質問なんですけれども、家族とか子どもとか、親戚とかの中に地域包括支援センターというのがあるんですけれども、包括と答えた人は9%でございました。3年前が6%で、少しは認知度が上がったのかなと思うんですけれども、いずれにしても、まだまだ高齢者に対する地域包括支援センターの認知度は低いのかなというふうにちょうど考えていたところでもございます。

ですので、今後、議員からご質問いただいたご意見も踏まえまして、困ったことがあったら地域包括支援センターのほうに相談してくださいということを、より効果的に周知できるように考えていかなければならないのかなと、このように考えております。

以上でございます。

○議長（工藤正孝君） ほかに質問ありませんか。沼畑俊吉君。

○1番（沼畑俊吉君） 丁寧なご答弁ありがとうございました。

死亡した人に関わる業務、非常につらい、重いものがあると思いますが、法律に従って埋葬されたりというのは、流れは決まっていると思うんですけれども、やはり人の死に向き合う職員さん、本当に大変じゃないかなと思います。

そういう業務が支障なく、職員さんも元気に働けるように、周りの職員さんの声掛けとか、そういうのがあれば、想像でしか言えないので、申し訳ないんですけれども、そういった職員さんを支える仕組みというのが、課の中でもあればいいんじゃないかなと思いました。

2つ目の質問に関するんですけれども、先ほど答弁にもありました地域包括ケアセンターの

認知度を測る参考になるか分からないんですけども、相談件数が240件ぐらいと。一方では在介さんというのは非常にフットワークよく相談を拾い上げる方だと思うんですけども2,400件とありました。この数字をどう見るか、町のほうが少ないので、認知度が低いと見る見方もあるんですけども、逆にこの在介さんを生かした支援体制というのを強化するというのも一つではないかなと思います。

今の在介さんの仕組みは、詳しくは、自分は知らないんですけども、数字が示している相談件数では、非常に情報の吸い上げ場所としては非常に生かされているんじゃないかなと、今の答弁で認識をしたところです。そういうのも生かしていただきたいなと思います。

認知度に対してあったんですけども、非常に住民のケースバイケースの不安に、事前に仮定を想定した明確な回答を示すことが難しいことがあるんじゃないかなと思います。包括支援センターを、住民目線を意識した、例えば同じ健康センターでも子育て支援の窓口「ぴよすく」とあります。なので、「ぴよすく」を高齢者に参考にして高齢者向けの窓口を、名称を変更するというのも一つじゃないかなと思ってご提案させていただき、私の質問を終わります。ご見解をお願いします。ありましたらお願いします。

○議長（工藤正孝君） 福祉介護課長。

○福祉介護課参事（戸室正樹君） 地域包括支援センターの認知度を上げるために、在介さんも生かしたらどうですかというご意見につきましては、今後参考とさせていただきたいというふうに思います。

あと、親しみを持ってもらうために地域包括支援センターの名称変更ということで、全国的には、「何でも相談センター」ですとか、「すこやか相談センター」ですとか、愛称をつけている地域包括支援センターもあると認識してございました。単に包括という愛称で呼んでいるところもあるようでございますが、愛称をつけることで認知度が上がるのかどうかということは、今後勉強させていただきたいなというふうに思います。

以上でございます。

○議長（工藤正孝君） これで沼畑俊吉君の質問を終わります。

ここで、昼食のため午後1時まで休憩いたします。

(午前11時55分)

○議長（工藤正孝君） 休憩を解き会議を再開します。

(午後1時00分)

○議長（工藤正孝君） 一般質問を続けます。

4番、工藤愛君の質問を許します。工藤愛君

(4番 工藤愛君 登壇)

○4番（工藤愛君） 本定例会において質問の機会をいただきましてありがとうございます。
また、本日はお忙しい中、時間を割いてご傍聴いただいている皆様にも感謝申し上げます。お一人お一人の行動が、議員活動の活力になっていると感じておりますので、今後ともご指導のほどよろしくお願いいたします。

今回、私は、このたび整備される展示収蔵施設についてお伺いします。

旧南部町で平成4年に南部氏関連城館整備検討委員会が発足してから、今年で34年の月日がたちました。展示収蔵施設は、発掘の成果のみならず、南部町の歴史を様々な角度からひもとく内容です。町民、特にこれからの未来を担う子どもたちにとって、郷土に愛着と誇りを持つ手助けとなり得るものと思います。

このたびは、開館前年度という大変多忙な中で、質問へのご対応をいただいたことに心より感謝申し上げます、通告した質問に入ります。

展示収蔵施設の宣伝・活用と遺構の整備計画についてお伺いします。

令和9年4月開館予定の展示収蔵施設は、南部支所を改修し、発掘調査で出土した埋蔵文化財などを展示する博物館として準備が進められています。展示内容の中心は、戦国大名三戸南部氏の中心居館であった聖寿寺館跡をはじめとする町内遺跡の発掘調査成果です。また、施設内には、郷土の著名人展示室として、（仮称）黒柳徹子記念ルームを整備予定です。疎開にゆかりのある方々にとっては悲願ともいえる施設であり、疎開を知らなかった方にとっては驚きとともに徹子さんの平和への思いの原点をたどる貴重な機会となり得るものと思います。

そして、整備目的の一つには、施設を起点として関連する町内の観光・文化スポットに誘導

するような情報発信拠点としての役割を掲げておられます。町民にとっても、来館者にとっても利用しやすく、地域文化の魅力に触れることができる施設になることを期待し、次のことを伺います。

1点目、開館に合わせたオープニングイベントの予定は。その際、黒柳徹子さんをご招待する考えはありますでしょうか。

2点目、高齢者や体に障がいのある方、予備知識のない児童生徒など、全ての方にとって利用しやすい設備や内容の工夫はどのようになっていますでしょうか。

3点目、町全体の観光名所を案内できるような仕組みは。また、南部藩に関連する寺院や神社等について、統一した看板、案内板の設置予定はありますでしょうか。

4点目、飲食できるお土産品の販売コーナー等の設置はどうなっていますでしょうか。

5点目、町民の憩いの場となるような工夫はどのようにお考えでしょうか。例えば、カフェテラスや無料の休憩・自習スペース、Wi-Fiの整備等。

6点目、聖寿寺館跡の保護・保存のための史跡公園整備計画の概要についてお知らせ願います。

以上について、町長並びに関係各位のご答弁を求め、私の質問を終わります。

○議長（工藤正孝君） 答弁を求めます。町長。

（町長 工藤祐直君 登壇）

○町長（工藤祐直君） それでは、お答え申し上げます。

展示収蔵施設の開館に合わせたオープニングイベントの予定についてであります。本施設を町内外に幅広く周知するとともに、関係者への感謝の気持ちを表すことを目的として、オープニングセレモニーを開催する予定としております。

主な開催内容につきましては、貴重な文化財を寄贈してくださった方などゆかりのある方々をお招きし、感謝状の贈呈、内覧会を予定しており、令和9年4月の開館に向け、事業を進めているところであります。

その中で併設される「（仮称）黒柳徹子記念ルーム」の開設は、黒柳徹子氏と当町とのご縁やユニセフでの活動を通じた平和の大切さ、また、マルチタレントとしてご活躍されているその魅力を、広く町内外に発信することが可能となるなど、当町にとっても大変喜ばしいことであるとともに、地域の活性化や子どもたちの豊かな心を育む素晴らしい契機になるものと考え

ております。

オープニングイベントに、黒柳徹子氏ご本人を招待する考えについてであります。ご本人に登場いただけることは、本事業の意義をより高めるとともに、多くの皆様に感動をお届けできる最善の形であると考えており、町といたしましても、ぜひお越しいただきたいという強い思いを持って進めているところであります。

万が一、ご本人の直接の来訪が叶わない場合におきましても、ビデオメッセージなどの代替手段を含め、記念ルームのスタートにふさわしい、心温まる感動的なオープニングイベントとなるよう、引き続き万全の準備を進めてまいります。

いずれにいたしましても、オープニングイベントへの黒柳徹子氏のご招待に向けては、関係者と緊密に連携しながら、誠意をもって交渉を進めてまいりますので、ご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

次に、高齢者や身体に障がいのある方など、全ての方にとって利用しやすい設備や内容の工夫についてであります。令和7年度完了の整備工事では、車椅子での来館者に対応できるよう、既設の定員を上回る13人乗リエレベーターへの改修や、階段へ手すりの追加設置、また、1階多目的トイレにつきましては、オストメイト設備を導入するなど、バリアフリー化をさらに進めることにより、全ての方々が快適に利用できる設備としたところであります。

予備知識のない児童生徒などへの対応であります。2階展示室には南部町の歴史をより詳細に感じていただけるよう、展示物紹介の写真やグラフィック、映像、スライドを多用するなど、理解しやすい解説とするための工夫を行ったほか、遺物に直接触れることのできるコーナーや戦国時代の倉庫扉をミニチュアで再現した鍵開けコーナーの設置など、体験を重視した展示内容としております。

また、1階ロビーには、南部町の歴史に関わる書籍を配架し、自由に閲覧していただく予定としており、多くの来館者に少しでも興味を持っていただけるよう対応してまいります。

さらに、現在、史跡聖寿寺館跡のガイドを担当している「南部屋形聖寿寺館ガイドの会」ですが、本施設のガイド活動も受け持つ意向を示していただいております。今後さらなる連携を図っていきたいと考えているところであります。

次に、町全体の観光名所を案内できるような仕組みについてであります。本施設は南部氏に関連する町内の観光・文化スポットに誘導するような、情報発信拠点としての役割を担うこととしており、1階ロビーには町全体の観光名所へ誘導するための案内版を設置し、併せてパンフレットの配置やPR動画の展開も予定しております。

次に、南部藩に関連する寺院や神社等、統一した看板、案内板の設置予定につきましては、南部藩ゆかりの施設であることを一目で認識できるデザインと具体的な設置場所について、令和11年度以降に策定予定の史跡聖寿寺館跡保存活用計画や整備基本計画の中で検討してまいりたいと考えているところであります。

次に、飲食できるお土産品の販売コーナー等の設置予定についてであります。令和4年2月に策定した整備基本方針で「小規模なミュージアムショップなどの空間を確保する」としており、南部氏関連商品と併せて、なべまる関連商品を取りそろえた販売コーナーの設置を調整しながら進めているところであります。

しかしながら、開館時に取り扱える品目はわずかであるため、今後はなべまるキャラクターとのタイアップほか、来館者のニーズに考慮しながら、徐々に商品開発を進め、取扱品目の充実を図ってまいりたいと考えております。

なお、南部氏関連商品につきましては、令和7年度に南部小学校児童から提案された企画をもとに、展示収蔵施設整備検討委員会で検討し、出土品や文化財の写真をデザインした缶バッジとアクリルキーホルダーを、カプセルトイで販売する予定としております。

次に、町民の憩いの場となるような工夫についてであります。まず、カフェテラスにつきましては、整備工事を進めていく中で、施設内のスペースに限りがあることなどにより断念いたしました。施設内の雰囲気と合致したデザインによる飲料の自動販売機設置を予定しております。

また、無料の休憩・自習スペースにつきましては、1階ロビーを休憩や調べ学習、読書スペースなど、無料で自由に活用できる空間として提供することを予定しているほか、南部支所事務室の隣に学習室を設け、先ほど申し上げました調べ学習、読書スペースのほか、小中学校などの団体向けガイダンススペースとして活用することも計画しております。

また、Wi-Fiの整備につきましては、1階は既に整備済みであり、2階は今年度中の整備を予定しております。

次に、聖寿寺館跡の保護・保存のための史跡公園整備計画の概要についてであります。史跡聖寿寺館跡を町民に親しまれるような歴史公園として整備するため、これまで文化庁の補助金を活用し、土地の公有化事業を進めており、昨年度末現在89.6%の公有化を完了しております。

文化庁と協議した結果による今後の計画についてであります。現時点では、令和10年度に予定している発掘調査総括報告書刊行後の令和11年度以降に、整備の方向性を示す保存活用計

画、整備基本計画を策定することとしておりますので、その中で具体的な検討を進めてまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（工藤正孝君） 再質問はありませんか。工藤愛君

○4番（工藤愛君） ご答弁ありがとうございました。

博物館の中身として、バリアフリーにも配慮され、また子どもたちが親しみを持って活動できるように遺物に触れられる体験を重視した内容で整備されているということで、非常に楽しみでございます。

何点か再質問をさせていただきたいと思います。

まず、3つ目の質問の南部藩に関連する寺院や神社についてなんですけれども、平成16年に国から史跡指定されたのは聖寿寺本体、三光寺地区、本三戸八幡宮地区の3か所であります。

2025年に行われた南部町教育委員会の調査では、三戸南部氏の氏神だった本三戸八幡宮の本殿が、江戸時代初頭の慶長期に建造された可能性が極めて高いことがわかったと発表しています。

南部氏に関連する木造建造物としては最古級で、慶長期と推定される建造物の確認は、県南地方では初めてとのこと。また、八幡宮の境内には、南部家ゆかりの墓碑も数多く建立されていましたが、過去の洪水によって流され、唯一残った南部23代安信の宝篋印塔は、室町時代後期に建てられたもので、南部家関係の墓碑として最古とされる貴重なものです。こちらも平成14年に青森県重宝建造物に指定されています。

国指定となったことで、本来保全が進められるべきところであると考えますが、立木の伐採にも許可が必要とのこと、現実には整備が行えない状況にあると理解しております。そうしているうちにこの地の現状が、長年の風雪により、のり面が崩れ始め、倒木も起きています。かなり歩くにも危険な状態です。

南部氏ゆかりの地として、こちらの八幡宮にも参拝したいという方が今後もいらっしゃると思いますが、こちらの境内に自動車で上がれるような道路の整備というのが必要かと考えておりますが、町としてはどのように考えているか、お聞かせください。

もう一点、1点目の黒柳徹子さんの件でございます。

ご本人に来ていただけるようにアピールをしていくということで、本当に心から応援をしております。黒柳徹子さんのファンは本当に多くて、先日もぼたんまつりの会場にありました

ら、黒柳さんが疎開していた場所はどこですかというふうに聞かれる場面がありました。私の個人で知っている範囲でお伝えしたところですが、グーグルマップの方も見ていたので、この辺りですよというふうにお伝えして、ぜひ行ってみてくださいというふうに話したところです。

黒柳徹子さんが2023年に発行した書籍「続・窓際のトットちゃん」には、諏訪ノ平の地名が登場します。諏訪ノ平駅までの間に市場があって、劇団が来て、電車に乗って学校まで行っていたエピソードが、まるで映画を見ているかのように情景として浮かび上がってきます。

しかしながら、現地には現在は案内看板等何ともありませんから、私に聞いてきた方も、その後、本当にたどり着けたのかどうかというのは、ちょっと分からない状況です。町では、昨年度建て替えが完了した諏訪ノ平駅に今後公衆トイレを建設予定です。

駅舎またはトイレの壁面等を使って、黒柳さんの疎開場所について、この場所なんだということのご紹介も必要なのではないかと思いますが、そちらの疎開していた場所近辺について、案内看板等の予定はあるのかどうか、お知らせ願います。

○議長（工藤正孝君） 社会教育課長。

○社会教育課長（野田敏之君） ただいまのご質問についてお答え申し上げます。

本三戸八幡宮に車で走れるように整備をお願いしますということでありましたが、これからお答えいたします。

表側、八幡宮の正面につきましては、門前地区側、階段を上る側が入り口であります。裏側につきましては、現在、軽自動車での通行が厳しい状況であります。やっと車が通れる状況であります。

当地区は、国指定史跡聖寿寺館跡と本三戸八幡宮のほか、県重宝南部安信の墓があり、土地に手を加えることが厳しく制限されていることから、通常の道路改良ができない区域となっております。

しかし、史跡内の草刈りなどの維持管理、文化財管理のために、町といたしましても管理用道路は必要と考えております。現在のところ、令和11年以降に策定予定の保存活用計画の中で、これは国の2分の1補助が可能という計画でありますけれども、土地の所有者と協議の上、道路改良ができる範囲内で整備し、軽自動車、普通自動車が通行できるように検討してまいりたいと考えております。

また、南部安信の墓入口付近にある手すりにつきましても、同じく保存活用計画の中で改修の計画をしていきたいと考えております。

以上のことから、現在の管理につきまして、裏側管理用道路、手すりなどについては必要最低限の修繕で進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（工藤正孝君） 総務課長。

○総務課参事（西舘昌男君） それでは、私のほうからは、黒柳徹子さんの疎開先であったということで、それに関する紹介看板の設置ということでお答え申し上げます。

まず、諏訪ノ平駅については県有施設でございまして、現在、町の観光案内看板の設置について、企画財政課のほうで協議中でございます。そこに合わせて、黒柳徹子さんの疎開先であったということを紹介する看板の設置についても、一緒に協議してまいりたいと考えてございます。

以上でございます。

○議長（工藤正孝君） ほかに質問ありませんか。工藤愛君

○4番（工藤愛君） ご答弁ありがとうございました。

どちらもいろんな関係各位との調整が必要な分野でして、ご苦労が多いと思いますけれども、進めていただいているということで大変安心しました。またでき上がりについて大きな期待を持っているところです。どうもありがとうございます。

それでは、別の点について再質問をさせていただきます。

まず、1点目のオープニングイベントに関してなんですけれども、ゆかりのある方への感謝状とか、本当に素晴らしいことだと思います。また町長からご紹介がありましたけれども、南部小学校の児童がグッズについて提案をして、それを具体化していく取組をしているということで、大変喜ばしく思っています。

そもそも、その企画は、令和6年6月に夏堀剛充議員が一般質問で、グッズの制作について質問されたのを、児童が今日のように傍聴席で聞いていまして、児童のほうから、ぜひグッズをつくりたいというふうに話が出たと伺っています。それを実現するために社会教育課から講

師を派遣されたりとか、着実に進めていただいているということに感謝を申し上げたいと思います。

それで、このオープニングイベントには、関係の方たちはもちろんのこと、一般町民にも、開かれたイベントになってほしいなという思いを強く持っています。

例えば、黒柳さんのお母様が、主人公になっている「チョッチャン物語」というのもございますけれども、そちらも大変有名な作品ではありますが、もうしばらく年月が経っているものですから、今の子どもたちに当時の時代背景というか、そういうのはなかなか伝わりづらい状況にもなっているのかなと思っています。

ですので、オープニングイベント等に合わせて、例えば、「チョッチャン物語」を上映するですとか、そういうことも一つの案なのかなというふうに思います。

また、同じく夏堀剛充議員の質問ですけれども、令和7年になされたもので、大河ドラマの誘致がどうかというようなお話もありました。そのときには、南部藩の文献が少ないということで、まだまだちょっとそういったシナリオもないものですから、まだ難しいのではないかなというようなお話でしたけれども、今年の第11回渡辺淳一文学賞を受賞した「天馬の子」、高瀬乃一さんの時代小説には、南部藩が舞台になっておりまして、非常にこの地域の文化を知るうえでとても面白い作品だなと思って読ませていただきました。

質問ですけれども夏堀剛充議員の質問の中で、大河ドラマの誘致について進めてほしいという話がありましたけれども、そちら何か進展があるのかどうかというのを、1点お願いいたします。

また、1階のホールの使い方についてお伺いします。

現在、既にWi-Fiが整備されて、オープンスペースとして利用できる状態になっているということではありますが、銀行さんの窓口、待合場所であるという認識が町民には感じられて、なかなかあそこで自習をしていいものかどうかというような感じで思われていると思います。

一方で、こちらの新庁舎の中のいちょうロードとかは、どうぞご自由にお使いくださいという感じで案内がされていて、私が見る限りでは、いつも学生さんですとか、社会人の方でも、自習スペースだったり、本を読むスペース、またはリモートワークをされているような方もいらっしゃるしまして、非常に活用が進んでいるなど、とてもいいなというふうに思っています。ですから、南部支所のほうも、ぜひそのように活用してほしいなと思うんですが、現在南部支所のほうで、そういった自習スペースとして利用されているのかどうかというのを、もし分か

る方がいたら教えていただきたいです。

また、もう一点、お土産品に関して、今後も開発を進めるということでしたが、私としては物販だけではなくて、飲食できるお土産というのが一つとてもPRになるかなと思っています。イメージすると、バーデパーク内のあんべえるさんなんか、とてもいいなと思っています。お土産品としても売っているし、訪れた人がバラで買って、その場で飲食もできるというようなことで、自分が美味しいと実感して人にも買ってあげられるというところが、非常にいいスペースだなというふうに感じているんですが、ちょっとご答弁の中では、あくまで物販中心というふうに受け取ったんですが、南部町の豊かなフルーツをPRする絶好の機会だと思いますので、飲食できるお土産品の販売についてどのようにお考えか、お知らせ願います。

○議長（工藤正孝君） 社会教育課長。

○社会教育課長（野田敏之君） まず初めに1点目、令和7年6月、夏堀剛充議員から質問がなされた大河ドラマ誘致の進展があるかどうかという件でありますけれども、以前でもお話ししたとおり、文献がかなり少ない状況であります。現在少しずつ調査を進めております。ただいま貴重なご意見をいただきましたので、今後、参考にさせていただき、さらに研究してまいりたいと考えております。

2点目につきまして、飲食できるお土産品のコーナーということでもありますけれども、現在、開館時は受付の場所に小規模な販売コーナーを考えております。そこに町内の文化財にちなんだグッズ、なべまるグッズなどの商品の販売を考えております。

将来的に、飲食できるおみやげ売場のようなものと考えているということにつきましては、開館後の来館状況、来館者のニーズ、取扱品目の数、人員配置方法などを踏まえながら、今後考えてまいりたいと思います。

以上でございます。

○議長（工藤正孝君） 住民生活課長。

○住民生活課参事（夏堀勝徳君） 南部支所の施設がある部分に関しては、現在自習をするスペースはございません。

また、隣にあります金融機関のほうのスペースも、銀行のほうの待合スペースのみとなって

おりますので、自習するスペースがないような状況でございます。
以上です。

○議長（工藤正孝君） これで工藤愛君の質問を終わります。

◎散会の宣告

○議長（工藤正孝君） 以上で本日の日程は全部終了しました。
なお、6月12日は午前10時から本会議を再開します。
本日はこれで散会します。

（午後1時33分）

令和 8 年 6 月 12 日（金曜日）

第 1 3 9 回南部町議会定例会会議録

（第 3 号）

第139回南部町議会定例会

議事日程（第3号）

令和8年6月12日（金）午前10時開議

- 第 1 報告第 9号 専決処分した事項の報告及び承認を求めることについて
（南部町町税条例等の一部を改正する条例の制定について）
- 第 2 報告第 10号 専決処分した事項の報告及び承認を求めることについて
（南部町国民健康保険税条例等の一部を改正する条例の制定について）
- 第 3 報告第 11号 専決処分した事項の報告及び承認を求めることについて
（南部町地方活力向上地域における固定資産税の特別措置に関する条例の一部を改正する条例の制定について）
- 第 4 報告第 12号 専決処分した事項の報告について
（工事請負契約の一部を変更する契約の締結について（同報系防災行政用無線更新工事））
- 第 5 報告第 13号 令和7年度南部町一般会計繰越明許費繰越計算書について
- 第 6 報告第 14号 令和7年度南部町下水道事業会計継続費繰越計算書について
- 第 7 報告第 15号 一般財団法人南部町健康増進公社の経営状況について
- 第 8 議案第 40号 南部町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 第 9 議案第 41号 南部町介護保険条例の一部を改正する条例の制定について
- 第 10 議案第 42号 南部町道路占用料等徴収条例の一部を改正する条例の制定について
- 第 11 議案第 45号 令和8年度南部町一般会計補正予算（第1号）
- 第 12 議案第 46号 令和8年度南部町学校給食センター特別会計補正予算（第1号）
- 第 13 議案第 47号 令和8年度国民健康保険特別会計補正予算（第1号）
- 第 14 議案第 48号 令和8年度南部町介護保険特別会計補正予算（第1号）
- 第 15 議案第 49号 令和8年度南部町営地方卸売市場特別会計補正予算（第1号）
- 第 16 常任委員会報告
- 第 17 委員会の閉会中の継続調査の件
- 第 18 議員派遣の件

追加第1 町長追加提出議案提案理由の説明

追加第2 議案第50号 人権擁護委員の候補者の推薦について

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（16名）

1番	沼 畑 俊 吉 君	2番	夏 堀 剛 充 君
3番	小 橋 昭 裕 君	4番	工 藤 愛 君
5番	松 本 啓 吾 君	6番	久 保 利 樹 君
7番	坂 本 典 男 君	8番	滝 田 勉 君
9番	西 野 耕太郎 君	10番	山 田 賢 司 君
11番	八木田 憲 司 君	12番	中 舘 文 雄 君
13番	工 藤 正 孝 君	14番	根 市 勲 君
15番	馬 場 又 彦 君	16番	川守田 稔 君

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町 長	工 藤 祐 直 君	副 町 長	久 保 田 敏 彦 君
総 務 課 参 事	西 舘 昌 男 君	企画財政課長	菅 谷 信 也 君
交流推進課参事	下井田 耕 一 君	税 務 課 長	工 藤 利 雅 君
住民生活課参事	夏 堀 勝 徳 君	福祉介護課参事	戸 室 正 樹 君
健康こども課長	夏 坂 和 徳 君	農 林 課 長	高 森 正 博 君
商工観光課参事	川 村 一 城 君	建 設 課 参 事	石 橋 一 史 君
会 計 管 理 者	宮 崎 典 子 君	医療センター事務長	佐々木 朋 治 君
市 場 長	藤 原 正 利 君	教 育 長	高 橋 力 也 君
学 務 課 参 事	北 上 隆 広 君	社会教育課長	野 田 敏 之 君

職務のため出席した者の職氏名

事務局 長 岩 木 育 子
主 査 松 本 和 香

総 括 主 査 佐 々 木 慶

◎開議の宣告

○議長（工藤正孝君） これより第139回南部町議会定例会を再開します。

本日の会議を開きます。

議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

（午前10時00分）

◎報告第9号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（工藤正孝君） 日程第1、報告第9号「専決処分した事項の報告及び承認を求めることについて（南部町町税条例等の一部を改正する条例の制定について）」を議題とします。

本案について説明を求めます。税務課長。

○税務課長（工藤利雅君） おはようございます。

それでは、議案説明資料の4ページをお開き願います。

報告第9号「専決処分した事項の報告及び承認を求めることについて（南部町町税条例等の一部を改正する条例の制定について）」ご説明申し上げます。

要旨でございますが、地方税法等の一部を改正する法律及び関連する法令が、令和8年3月31日に公布され、原則として令和8年4月1日から施行されることに伴い、条例を改正する必要性が生じたため、令和8年3月31日付で専決処分を行い、同日付で公布の上、令和8年4月1日から施行したものでございます。

主な改正内容につきましては、1点目、自動車ユーザーの取得時における負担を軽減するため、環境性能割が廃止されることに伴い、種別割を軽自動車税と名称変更したものでございます。

2点目は、個人住民税について、物価動向を勘案し、令和9年度賦課分から給与所得控除後の最低保障額を65万円から74万円に引き上げるものでございます。

3点目は、固定資産税の免税点について、令和9年度賦課分から、家屋が20万円から30万円、償却資産が150万円から180万円に引き上げるものでございます。

その他、法改正に合わせて所要の改正を行っております。

施行日は、原則令和8年4月1日とし、条項ごとに所要の経過措置を設けております。

以上につきまして、地方自治法の規定に基づきご報告申し上げ、承認を求めるものでございますので、よろしくお願いいたします。

○議長（工藤正孝君） 説明が終わりました。

質疑を行います。質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（工藤正孝君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

討論を行います。討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（工藤正孝君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

報告第9号を採決します。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（工藤正孝君） 異議なしと認めます。報告第9号は原案のとおり承認されました。

.....

◎報告第10号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（工藤正孝君） 日程第2、報告第10号「専決処分した事項の報告及び承認を求めることについて（南部町国民健康保険税条例等の一部を改正する条例の制定について）」を議題とします。

本案について説明を求めます。税務課長。

○税務課長（工藤利雅君） 議案説明資料の5ページをお開き願います。

報告第10号「専決処分した事項の報告及び承認を求めることについて（南部町国民健康保険税条例等の一部を改正する条例の制定について）」ご説明申し上げます。

要旨でございますが、地方税法施行令等の一部を改正する政令が令和８年３月31日に公布され、令和８年４月１日から施行されることに伴い、条例を改正する必要性が生じたため、令和８年３月31日付で専決処分を行い、同日付で公布の上、令和８年４月１日から施行したものでございます。

改正の内容につきましては、１点目、保険税負担の公平性の確保及び中低所得層の税負担の軽減を図る観点から、基礎課税額に係る課税限度額を66万円から67万円に引き上げたものでございます。

２点目は、子ども・子育て支援納付金に係る課税限度額を３万円としたものでございます。

３点目は、経済動向を踏まえ、国保税の軽減世帯を拡充するため、所得判定基準を改正したもので、軽減判定する際、被保険者に乗じられる金額を、５割世帯にあつては30万5,000円を31万円に、２割軽減世帯にあつては56万円を57万円にそれぞれ引き上げたものでございます。

以上につきまして、地方自治法の規定に基づき、ご報告申し上げ、承認を求めるものでございますので、よろしくお願いいたします。

○議長（工藤正孝君） 説明が終わりました。

質疑を行います。質疑はありますか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（工藤正孝君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

討論を行います。討論はありますか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（工藤正孝君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

報告第10号を採決します。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（工藤正孝君） 異議なしと認めます。報告第10号は原案のとおり承認されました。

◎報告第11号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（工藤正孝君） 日程第3、報告第11号「専決処分した事項の報告及び承認を求めることについて（南部町地方活力向上地域における固定資産税の特別措置に関する条例の一部を改正する条例の制定について）」を議題とします。

本案について説明を求めます。商工観光課長。

○商工観光課参事（川村一城君） 説明資料の6ページをお開き願います。

報告第11号「専決処分した事項の報告及び承認を求めることについて（南部町地方活力向上地域における固定資産税の特別措置に関する条例の一部を改正する条例の制定について）」ご説明申し上げます。

要旨でございますが、地域再生法第17条の6の地方公共団体等を定める省令の一部改正に伴い、条例を改正する必要が生じたため、令和8年3月31日付で専決処分を行い、同日付で公布の上、令和8年4月1日から施行したものでございます。

改正の内容でございますが、当町へ東京23区から本社機能の移転や青森県にある本社機能の拡充、または東京23区以外の地域から移転した場合、固定資産税の不均一課税の対象要件として規定されている地方活力向上地域等特定業務施設整備計画の認定に関し、事業者が認定を受けるべき期限を令和10年3月31日まで2年間延長したものでございます。

その他の内容についての改正はございません。

なお、現在、当町において該当する整備計画はございません。

以上につきまして、地方自治法の規定に基づきご報告申し上げ、承認を求めるものでございます。

報告第11号の説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（工藤正孝君） 説明が終わりました。

質疑を行います。質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（工藤正孝君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

討論を行います。討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（工藤正孝君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

報告第11号を採決します。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（工藤正孝君） 異議なしと認めます。報告第11号は原案のとおり承認されました。

.....

◎報告第12号の上程、説明、質疑

○議長（工藤正孝君） 日程第4、報告第12号「専決処分した事項の報告について（工事請負契約の一部を変更する契約の締結について（同報系防災行政用無線更新工事））」を議題とします。

本案について説明を求めます。総務課長。

○総務課参事（西舘昌男君） 説明資料の7ページをお開き願います。

報告第12号「専決処分した事項の報告について（工事請負契約の一部を変更する契約の締結について）」説明いたします。

工事請負契約の一部を変更する契約の締結につきまして、南部町長が専決処分できる軽易な事項の指定に基づき専決処分したものであります。

専決年月日は、令和8年4月8日。

工事名は、同報系防災行政用無線更新工事。

工事場所は、南部町内。

契約の相手方は、東京都新宿区西新宿三丁目20番2号、N T Tアドバンステクノロジー株式会社、代表取締役社長、伊東匡。

変更前の請負代金6億6,000万円に、請負代金の3.33%に当たる2,200万円を追加したものであります。

変更内容の主なものは、現地調査により老朽化が判明した屋外拡声子局の配管、配線改修工事を追加するとともに、集会施設等の屋内から放送を行うことを希望する施設について、マイク設備の撤去、設置の更新工事を追加するものであります。

以上につきまして、地方自治法の規定に基づきご報告申し上げますので、よろしく願いいたします。

○議長（工藤正孝君） 説明が終わりました。

質疑を行います。質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（工藤正孝君） 質疑なしと認めます。

これで報告第12号を終わります。

◎報告第13号の上程、説明、質疑

○議長（工藤正孝君） 日程第5、報告第13号「令和7年度南部町一般会計繰越明許費繰越計算書について」を議題とします。

本案について説明を求めます。企画財政課長。

○企画財政課長（菅谷信也君） お手元のほうに議案書のご用意をお願いいたします。

議案書の68ページをお開き願います。

報告第13号「令和7年度南部町一般会計繰越明許費繰越計算書について」ご説明申し上げます。

令和7年度南部町一般会計予算に計上いたしました事業のうち、令和8年度に繰り越した事業の経費が確定いたしましたので、地方自治法施行令の規定に基づき、繰越計算書により報告させていただくものでございます。

次の69ページをご覧ください。

表の1行目の2款総務費1項総務管理費の振り仮名法改正対応業務、翌年度繰越額123万8,000円から表の下段12行目の9款消防費1項消防費の防災マップ更新事業、繰越額949万3,000円までの12事業、総額3億8,263万7,000円につきまして、表の右側に記載されております財源をもちまして、令和8年度に繰越し、実施するものでございます。

報告第13号の説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（工藤正孝君） 説明が終わりました。

質疑を行います。質疑はありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○議長(工藤正孝君) 質疑なしと認めます。これで報告第13号を終わります。

.....

◎報告第14号の上程、説明、質疑

○議長(工藤正孝君) 日程第6、報告第14号「令和7年度南部町下水道事業会計継続費繰越計算書について」を議題とします。

本案について説明を求めます。建設課長。

○建設課参事(石橋一史君) 議案書の70ページをお開き願います。

報告第14号「令和7年度南部町下水道事業会計継続費繰越計算書について」ご説明申し上げます。

報告理由に記載のとおり、継続費を設定しております南部浄化センター水処理施設増設事業の令和7年度事業費のうち、令和8年度に繰り越しする事業費が確定いたしましたので、繰越計算書により報告させていただくものでございます。

71ページをお開き願います。

1款公共下水道事業資本的支出1項建設改良費の南部浄化センター水処理施設増設事業に係る令和7年度継続費、予算現額4,000万円全額を翌年度に逓次繰越しするもので、繰越額の財源内訳は、表の右側に記載しているとおりでございます。

以上で報告第14号の説明を終わります。

○議長(工藤正孝君) 説明が終わりました。

質疑を行います。質疑はありますか。

(「質疑なし」の声あり)

○議長(工藤正孝君) 質疑なしと認めます。これで報告第14号を終わります。

◎報告第15号の上程、説明、質疑

○議長（工藤正孝君） 日程第7、報告第15号「一般財団法人南部町健康増進公社の経営状況について」を議題とします。

本案について説明を求めます。商工観光課長。

○商工観光課参事（川村一城君） 議案書の72ページをお開き願います。

報告第15号「一般財団法人南部町健康増進公社の経営状況について」ご説明申し上げます。

本件は、地方自治法の規定に基づき、一般財団法人南部町健康増進公社の経営状況を説明する書類を提出し、経営状況について議会に報告するものでございます。

それでは、令和7年度の事業報告をご説明申し上げますので、別紙資料「一般財団法人南部町健康増進公社の経営状況について」をご準備いただき、2枚めくって1ページ目をお開き願います。

初めに、組織及び運営状況でございますが、設立、組織の改廃状況、評議員会及び理事会の開催状況は記載のとおりでございます。

次に、令和7年度事業の実施状況でございますが、温泉保養館バーデハウスふくちの管理運営状況、（1）公益事業から3ページをお開き願います。

ページ下段（9）職員研修事業の状況までは記載のとおりでございます。

その下の（10）利用者の状況は、前年比約5.3%、1万353名減の18万7,332名でございます。

次ページ、4ページをお願いいたします。

（11）収支の状況は、収入1億84万4,000円に対し、支出1億1,438万5,000円で、収支は1,354万1,000円の支出超過となっております。

次に、総合交流ターミナルアヴァンセふくちの管理運営状況でございますが、（1）の利用者の状況は、前年比約0.3%、13名減の4,295名で、宴会・会合は前年比約18.4%、399名増の2,570名でございます。

次ページ、5ページをお開き願います。

（5）収支の状況は、収入2,612万5,000円に対し、支出2,199万円で、収支は413万5,000円でございます。

次に、ふくち屋外プールの管理運営状況でございますが、（４）の利用者の状況は、前年比約31.8%、303名減の651名でございます。

（５）収支の状況は、収入296万2,000円に対し、支出296万2,000円で、収支は0円でございます。

次に、ふくちアリーナの管理運営状況でございますが、（１）営業日数は、陸上トレーニング、ローラースケート利用が34日で、（２）利用者の状況は822名でございます。

次ページ、６ページをお願いいたします。

（３）収支の状況は、収入939万2,000円に対し、支出939万2,000円で、収支は0円でございます。

次に、レストランの運営状況でございますが、（１）営業の状況、レストランの飲食の提供は前年比約1.1%、153名減の1万4,280名、宿泊及び合宿食事提供は、前年比約2.5%、150食減の5,884食、宴会飲食の提供は、前年比約0.6%、1件増の176件でございます。

（３）収支の状況は、収入4,699万円に対し、支出4,594万7,000円で、収支は104万3,000円でございます。

次ページ、７ページをお願いいたします。

こちらは、これまで説明いたしました部門別の収支状況で、５つの部門の収入合計は、収入の表、右の合計欄一番下、１億8,631万3,000円で、支出の合計は、支出の表、右の合計欄一番下、１億9,467万6,000円で、収支の合計は、表の右端、836万3,000円の支出超過となっております。

各部門の利用者や収支が減少した理由は、ろ過機故障による28日間の屋外プール営業休止、施設配管改修工事による20日間のバーデハウスふくちの休館、12月８日に発生した地震による66日間のアヴァンセふくち宿泊者用風呂の利用休止、重油ボイラー故障による32日間の屋内プール利用休止によるもので、利用者は約１万6,000人、収入は約1,500万円が減少したものでございます。

次ページ、８ページから11ページまでの別紙１から別紙４は、令和７年度各部門の月別利用者数の状況で、12ページから15ページまでは、第34期の決算報告書でございます。

16ページから20ページまでの参考資料は、各部門開設以来の年度別入館者数、利用者数、宿泊者数の推移状況でございますので、後ほどご覧くださるようお願いいたします。

報告第15号の説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（工藤正孝君） 説明が終わりました。

質疑を行います。質疑はありますか。

(「質疑なし」の声あり)

○議長（工藤正孝君） 質疑なしと認めます。これで報告第15号を終わります。

.....

◎議案第40号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（工藤正孝君） 日程第8、議案第40号「南部町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を議題とします。

本案について説明を求めます。学務課長。

○学務課参事（北上隆広君） それでは、説明資料の11ページをお開き願います。

議案第40号「南部町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について」ご説明申し上げます。

趣旨でございますが、医師及び薬剤師の人件費の上昇に伴い、学校保健体制の安定的な運営と質の確保を図るため、学校医、歯科医及び学校薬剤師の報酬について引上げの改正を行うものでございます。

改正の内容でございますが、学校医及び歯科医の報酬につきましては、1校当たりの児童生徒数の全区分において一律2万円を加算し、また、学校薬剤師につきましては、1校当たり1万円を加算するものでございます。

今回の学校医及び歯科医の報酬の改定額につきましては、2年ごとに改定される診療報酬の引上げ率を、その改定年ごとに加算し、算出した額でございます。

また、学校薬剤師につきましては、学校医の報酬の引上げ率に加え、今年度から新たに児童生徒のフッ化物洗口を始めますので、学校における薬剤保管方法の指導など、学校薬剤師としての役割が増えることを加味し、1万円の引上げとしたものでございます。

施行日は、公布の日から施行し、令和8年4月1日からの適用で考えております。

以上で議案第40号の説明を終わらせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（工藤正孝君） 説明が終わりました。

質疑を行います。質疑はありますか。

(「質疑なし」の声あり)

○議長(工藤正孝君) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

討論を行います。討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○議長(工藤正孝君) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

議案第40号を採決します。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(工藤正孝君) 異議なしと認めます。議案第40号は原案のとおり可決されました。

.....

◎議案第41号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(工藤正孝君) 日程第9、議案第41号「南部町介護保険条例の一部を改正する条例の制定について」を議題とします。

本案について説明を求めます。税務課長。

○税務課長(工藤利雅君) 議案説明資料の12ページをお願いいたします。

議案第41号「南部町介護保険条例の一部を改正する条例の制定について」ご説明申し上げます。

趣旨でございますが、介護保険法施行令の一部を改正する政令が、令和8年4月1日から施行されたことに伴い、所要の改正を行うものでございます。

改正の内容につきましては、1点目、所得税法改正による保険者の保険料収入不足を回避するため、介護保険法施行例が改正されましたが、この改正により非課税から課税となるものを救済するため、令和8年度の保険料に限り、改正前の給与所得控除を用いて算定する特例減免を適用するものでございます。

2点目は、本人からの個別申請によらず、特例減免できることとするものでございます。

公布の日から施行し、令和8年4月1日から適用するものでございます。

議案第41号の説明は以上でございます。

○議長（工藤正孝君） 説明が終わりました。

質疑を行います。質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（工藤正孝君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

討論を行います。討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（工藤正孝君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

議案第41号を採決します。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（工藤正孝君） 異議なしと認めます。議案第41号は原案のとおり可決されました。

.....

◎議案第42号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（工藤正孝君） 日程第10、議案第42号「南部町道路占用料等徴収条例の一部を改正する条例の制定について」を議題とします。

本案について説明を求めます。建設課長。

○建設課参事（石橋一史君） 説明資料の13ページをお開き願います。

議案第42号「南部町道路占用料等徴収条例の一部を改正する条例の制定について」ご説明申し上げます。

1の趣旨でございますが、道路法施行令の一部改正に伴い、国の改正に準じて町の道路占用料の額を改めるため、所要の改正を行うものでございます。

2の内容でございますが、1点目は、令和6年度に行われた固定資産税評価額の評価替えや、地価に対する賃料の水準の変動等を反映した占用料の額に改めるものです。

2点目は、占用物件の種類に道路法施行令に定められた施設を追加するものです。

3点目は、その他、体裁の修正を行うものです。

次のページの14ページから16ページまでは、町条例第2条関係の別表を新旧対照表のとおり改正するもので、黄色で塗り潰した箇所が改正となります。

改正される占用料は占用物件の種類によって異なり、減額となるものもございますが、現在、町に申請されている電力柱や電話柱、支柱、共架電線などの占用物件については全て増額となります。

2点目の施設の追加は、種別に施行令とのずれがあったため、16ページの最後の行に、施行令の第15号で規定している「駐車場や停車場など道路交通の処理を補完するための施設」を追加するものです。

3点目は、14ページの下段、道路法第32条第1項第3項に掲げる施設の単位の記載に誤りがあり、「長さ1メートルにつき」に改めるもので、「に」を追加して修正するものです。

施行日は、令和8年7月1日でございます。

以上で議案第42号の説明を終わらせていただきます。

○議長（工藤正孝君） 説明が終わりました。

質疑を行います。質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（工藤正孝君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

討論を行います。討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（工藤正孝君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

議案第42号を採決します。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（工藤正孝君） 異議なしと認めます。議案第42号は原案のとおり可決されました。

◎議案第45号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（工藤正孝君） 日程第11、議案第45号「令和8年度南部町一般会計補正予算（第1号）」を議題とします。

本案について説明を求めます。企画財政課長。

○企画財政課長（菅谷信也君） 議案書のご用意をお願いいたします。

議案書の97ページをお開き願います。

議案第45号「令和8年度南部町一般会計補正予算（第1号）」についてご説明申し上げます。

第1条、歳入歳出予算の総額に1億229万5,000円を追加いたしまして、予算総額を129億6,229万5,000円とするものでございます。

次に、100ページをお開き願います。

第2表、地方債補正の上段、追加でございしますが、ふくちアリーナの改修事業への充当財源として、商工業施設整備事業債に限度額700万円を追加し、下段の変更では、道路橋りょう新設改良事業への財源組替えにより、道路橋りょう整備事業債の限度額に6,320万円を追加し、限度額を3億750万円とするものです。

次に、108、109ページをお開き願います。

歳出についてご説明いたします。

上段2行目、2款総務費1項総務管理費の5目財産管理費は、南部支所にある旧車庫のアスベスト除去工事に係る経費について、800万8,000円を計上し、財源として公共施設整備基金からの繰入金を800万円充当するものでございます。

次に、110、111ページをお開き願います。

3段目の2行目、3款民生費1項社会福祉費の5目障害者福祉費は、委託料に国が推奨する医療費助成のオンライン資格確認に対応するため、障害者福祉システムを改修するための経費として209万円計上し、財源として国庫補助金の地域診療情報連携推進費補助金を104万5,000円充当するものです。

次に、112、113ページをお開き願います。

上段、1行目、2項児童福祉費の1目児童福祉総務費は、委託料に国が推奨する医療費助成のオンライン資格確認に対応するため、子ども医療費給付管理システムを改修するための経費として356万4,000円を計上し、財源として国庫補助金の地域診療情報連携推進補助金を178万2,000円充当するものです。

2行目の2目保育所費は、子どものための保育給付費における過誤分を、国及び県に返還するための経費として462万2,000円計上するものです。

2段目の2行目、4款衛生費1項保健衛生費の3目予防費は、新型コロナウイルスワクチン予防接種事業の経費として1,234万7,000円計上するものです。

次に、114、115ページをお開き願います。

上段1行目、6款農林水産業費1項農業費の3目農業振興費は、イノシシによる掘り起こし被害への支援として給付する鳥獣被害復旧対策支援交付金として200万円を計上するものです。

3段目の1行目、7款商工費1項商工費の1目商工業振興費は、プレミアム率を50%とする特別プレミアム商品券事業の経費として5,085万1,000円を計上するものです。

2行目、3目観光施設費は、商工業施設整備事業債700万円を、ふくちアリーナの設計費用に充当する財源更正を行うものです。

次に、116、117ページをお開き願います。

上段、8款土木費2項道路橋りょう費の2目道路橋りょう新設改良費は、国庫補助金の道路事業補助金の内示額による6,318万1,000円の減額分について、町債の道路橋りょう整備事業債を6,320万円増額することによる財源更正を行うものでございます。

2段目、9款消防費1項消防費の3目防災費は、自主防災組織における防災備品の整備に係る経費として、補助金に200万円を計上し、財源として諸収入のコミュニティ助成事業助成金200万円を充当するものです。

下段の2行目、10款教育費1項教育総務費の2目事務局費は、委託料にふるさとからの贈り物事業に係る経費として218万3,000円、補助金に受験生世帯灯油購入支援事業、大学生等を持つ親等への支援事業、小中学生修学旅行支援事業に係る経費として、合わせて1,360万円を計上するものでございます。

ページをお戻りいただき、104、105ページをお開き願います。

歳入のうち、特定財源として充当されるものにつきましては、歳出でそれぞれ説明したとおりでございますが、3段目、20款諸収入5項雑入の3目雑入の各種返還金には、過年度分の子どものための教育・保育給付費返還金として671万1,000円を計上しています。

また、本補正予算の不足する財源につきましては、2段目の1行目、18款繰入金2項基金繰入金1目財政調整基金繰入金に7,560万6,000円を追加し、対応するものでございます。

議案第45号の説明は以上でございます。

○議長（工藤正孝君） 説明が終わりました。

質疑を行います。質疑はありませんか。沼畑俊吉君。

○1番（沼畑俊吉君） 予算書の114、115ページの6款農林水産業費の1項農業費の3目農業振興費についてお伺いします。

全協でもご説明がありました。経緯として、町長さんがイノシシの鳥獣掘り起こしの被害を見られて、記事が大きく新聞に取り上げられたということが思い出されます。

農家としては非常にやるせない気持ちを町長さんはじめ、県議会の方、国会議員の方に訴えたんですけれども、やはりスピーディーな対応が難しいとのことでしたが、今回町として非常に英断があったのは非常に誇らしいし、農家としても励みになる取組ではないかなと思って、自分としては、ほっとしているところです。

質問なんですけれども、今、自分の集落にも農林課のほうから被害調査ということで、毎戸ではないかもしれないんですけれども、調査票が回ってきております。この事業の進め方とか、要件等で、今説明できる範囲でいいので、詳しく教えていただければ幸いです。

もう一つ関連して、鳥獣被害なんですけれども、昨今は連日のようにクマのテレビのメディア放送があるんですけれども、当町は観光の町、そして農家民泊の町としてやってきていると。風評被害まではいっていないと思うんですけれども、委員会等でお聞きすると、非常に安全対策をされているんじゃないかなと認識しております。

その安全対策も含めて、より強化して欲しいとお願いして、所見があればお願いします。以上です。

○議長（工藤正孝君） 農林課長。

○農林課長（高森正博君） 沼畑議員のご質問にお答え申します。

スケジュールについての関係ですけれども、支援をするために、まず被害面積を把握する必要がありまして、現在アンケート調査を行っております。こちらのほうは、6月26日を提出期限として行っております。その後に、被害面積を集計するとともに、支援する金額等の内容を決定することになりますが、スケジュール的なものは確定しておりませんが、速やかに支援できますよう事業を進めてまいりたいと思っております。

あと、鳥獣の被害に関してですけれども、こちらのほうを防止するための施策としまして、狢

友会と協力しながら、被害防止につきましては、これからも努めてまいりたいと思います。

この被害防止の安全対策の要件ということですが、こちらのほうは特にあるものではございませんけれども、目撃の情報等、そういうのがありましたら、速やかにまず対応するような形を取っていることがよいのかなと思っております。

以上でございます。

○議長（工藤正孝君） 沼畑俊吉君。

○1番（沼畑俊吉君） ご答弁ありがとうございます。

各農家には被害状況を調査票が回っていると。非常にありがたいんですけれども、この農家から実際に、いかに町に被害状況が上がってくるかというのが、やっぱりご認識があると思うんですけれども、重要ではないかなと思います。

この予算がしっかり通ったら、自分もいろんな人に周知をしようと思いますので、これからも周知のほど、周知の努力を何卒よろしくお願いします。

以上です。

○議長（工藤正孝君） ほかに質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（工藤正孝君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

討論を行います。討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（工藤正孝君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

議案第45号を採決します。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（工藤正孝君） 異議なしと認めます。議案第45号は原案のとおり可決されました。

ここで11時まで休憩いたします。

(午前10時46分)

○議長（工藤正孝君） 休憩前に引き続き、会議を再開します。

(午前11時00分)

◎議案第46号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（工藤正孝君） 日程第12、議案第46号「令和8年度南部町学校給食センター特別会計補正予算（第1号）」を議題とします。

本案について説明を求めます。学務課長。

○学務課参事（北上隆広君） それでは議案書の121ページをお開き願います。

議案第46号「令和8年度南部町学校給食センター特別会計補正予算（第1号）」についてご説明申し上げます。

補正額でございますが、現行予算に3,000円を追加し、予算の総額を1億8,167万2,000円とするものでございます。

それでは、歳出からご説明申し上げますので、議案書の130、131ページをお開き願います。

今回の補正予算は、町職員等の旅費の改定に伴うものでございまして、1款1項1目給食管理費の8節の旅費に、学校給食センター運営委員会開催に係る委員の費用弁償3,000円を追加するものでございます。

続きまして、歳入でございますが、128、129ページへお戻りください。

2款1項1目1節の一般会計繰入金に3,000円を追加するものでございます。

以上で議案第46号の説明を終わらせていただきます。

よろしくお願いします。

○議長（工藤正孝君） 説明が終わりました。

質疑を行います。質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（工藤正孝君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

討論を行います。討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（工藤正孝君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

議案第46号を採決します。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（工藤正孝君） 異議なしと認めます。

議案第46号は原案のとおり可決されました。

◎議案第47号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（工藤正孝君） 日程第13、議案第47号「令和8年度南部町国民保険特別会計補正予算（第1号）」を議題とします。

本案について説明を求めます。健康こども課長。

○健康こども課長（夏坂和徳君） 議案書の133ページをお開き願います。

議案第47号「令和8年度南部町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）」についてご説明申し上げます。

第1条、歳入歳出予算の総額から、それぞれ1,233万2,000円を減額し、予算総額を21億6,503万5,000円とするものでございます。

初めに歳出からご説明申し上げますので、142、143ページをお開き願います。

上段、1款3項1目の運営協議会費につきましては、南部町職員等旅費に関する条例の改正に伴い、国民健康保険運営協議会委員の費用弁償を1万6,000円増額するものです。

2段目、3款1項1目医療給付費分から次の144、145ページの上段の3款4項1目の子ども・子育て支援金分につきましては、納付金額の確定に伴い、総額で1,047万9,000円増額するものでございます。

2 段目 5 款 1 項 1 目の財政調整基金積立金につきましては、当初予算におきましては、剰余金を見込み、基金への積み立てを予定しておりましたが、今回の補正において、収入総額に応じて利息分を除いた金額2,282万7,000円を減額するものでございます。

続きまして、歳入についてご説明申し上げます。

140、141ページをお開き願います。

1 款 1 項 1 目の国民健康保険税につきましては、南部町国民健康保険税条例の一部改正に伴い、1 節医療給付費分の税率及び税額等が変更になったことにより、3,338万8,000円の減額。新たな賦課区分として追加となった4 節子ども子育て支援納付金分につきましては、1,017万6,000円を増額するもので、1 款合わせまして2,321万2,000円を減額するものでございます。

2 段目、5 款 1 項 1 目の一般会計繰入金につきましては、先ほど歳出でもご説明し申し上げました国民健康保険運営協議会委員の費用弁償に係る一般会計からの事務費繰入金で1 万6,000円の増額。

3 段目、5 款 2 項 1 目の財政調整基金繰入金につきましては、歳出総額に応じまして、財源の不足額分1,086万4,000円を増額させていただくものです。

議案第47号の説明は以上でございます。

○議長（工藤正孝君） 説明が終わりました。

質疑を行います。質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（工藤正孝君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

討論を行います。討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（工藤正孝君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

議案第47号を採決します。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（工藤正孝君） 異議なしと認めます。

議案第47号は原案のとおり可決されました。

◎議案第48号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（工藤正孝君） 日程第14、議案第48号「令和8年度南部町介護保険特別会計補正予算（1号）」を議題とします。

本案について説明を求めます。福祉介護課長。

○福祉介護課参事（戸室正樹君） 議案書の147ページをお開き願います。

議案第48号「令和8年度南部町介護保険特別会計補正予算（第1号）」についてご説明申し上げます。

第1条、保険事業勘定の予算総額に11万8,000円を追加し、予算の総額を27億7,974万3,000円とするものでございます。

156、157ページをお開き願います。

初めに、歳出についてご説明いたします。

上段の1款1項総務管理費であります。介護報酬の臨時改定に伴い、介護事業所台帳管理システムの改修費として8万8,000円を増額するほか、中段の1款4項及び下段の3款3項につきましては、町旅費条例の一部改正に伴い、介護保険事業関係の委員に対する費用弁償を追加するものでございます。

続きまして、歳入についてご説明いたしますので、154、155ページにお戻り願います。

上段の3款及び中段の5款につきましては、歳出3款の補正予算に対する国と県の負担割合を増額するもので、なお不足分する分につきましては、7款の一般会計から繰り入れて対応するものでございます。

議案第48号の説明は以上でございます。

○議長（工藤正孝君） 説明が終わりました。

質疑を行います。質疑はありますか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（工藤正孝君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

討論を行います。討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（工藤正孝君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

議案第48号を採決します。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（工藤正孝君） 異議なしと認めます。

議案第48号は原案のとおり可決されました。

◎議案第49号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（工藤正孝君） 日程第15、議案第49号「令和8年度南部町営地方卸売市場特別会計補正予算（第1号）」を議題とします。

本案について説明を求めます。市場長。

○市場長（藤原正利君） 議案書の159ページをお開き願います。

議案第49号「令和8年度南部町営地方卸売市場特別会計補正予算（第1号）」についてご説明申し上げます。

164、165ページをお開き願います。

歳出、1款市場費（業務勘定）1項1目市場運営審議会費1節報酬を1万円減額し、8節旅費に1万円追加するものであります。

これは町の旅費等に関する条例の一部改正に伴い、費用弁償を支給するため、目内で予算の組み替えを行うものでございます。

以上で議案第49号の説明を終わります。

○議長（工藤正孝君） 説明が終わりました。

質疑を行います。質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（工藤正孝君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

討論を行います。討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（工藤正孝君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

議案第49号を採決します。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（工藤正孝君） 異議なしと認めます。

議案第49号は原案のとおり可決されました。

◎常任委員会報告

○議長（工藤正孝君） 日程第16、「常任委員会報告」を議題とします。

本件は、お手元に配付しております報告書のとおり、常任委員長から報告がありました。

説明を省略し、質疑を行います。質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（工藤正孝君） 質疑なしと認めます。

質疑を終わり、常任委員会報告を終わります。

◎委員会の閉会中の継続調査の件

○議長（工藤正孝君） 日程第17、「委員会の閉会中の継続調査の件」を議題とします。

本件は、お手元に配付しております申し出書のとおり、会議規則第75条の規定により、常任委員長から閉会中の継続調査の申し出がありました。

お諮りします。委員長から申し出のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（工藤正孝君） 異議なしと認めます。委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

.....

◎議員派遣の件

○議長（工藤正孝君） 日程第18、「議員派遣の件」を議題とします。

お諮りします。本件についてはお手元に配付のとおり派遣することにしたいと思います。

ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（工藤正孝君） 異議なしと認めます。議員派遣の件はお手元に配付のとおり派遣することに決定いたしました。

.....

◎日程の追加

○議長（工藤正孝君） お諮りします。本日町長から議案第50号「人権擁護委員の候補者の推薦について」の議案1件が追加提案されました。

この際、会議規則第22条の規定により、これを日程に追加し、議題にしたいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（工藤正孝君） 異議なしと認めます。議案第50号の議案1件を日程に追加し、議題とすることに決定しました。追加日程はお手元に配付のとおりです。

.....

◎町長追加提出議案提案理由の説明

追加日程第1、町長追加提出議案提案理由の説明を求めます。町長。

(南部町長 工藤祐直君 登壇)

○町長(工藤祐直君) それでは本日追加提案いたしました議案1件につきまして、ご説明を申し上げます。

議案第50号「人権擁護委員の候補者の推薦について」であります。現在欠員となっている人権擁護委員1名の後任候補者の国への推薦について人権擁護委員法第6条第3項の規定により議会の意見を求めるものであります。

推薦する方は住所、南部町大字大向字●●●●番地●、氏名、留目芳幸氏、昭和●年●月●日生まれであります。

推薦する方は、優れた識見と豊富な経験を有しておられますので、適任者と認め、推薦いたしたく、議会の意見を求めるものであります。

なお、任期につきましては、令和8年10月1日から令和11年12月31日までの3年3か月間です。

以上、追加提案理由の説明といたしますので、慎重審議の上、何卒ご同意を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長(工藤正孝君) 町長追加提出議案提案理由の説明が終わりました。

.....

◎議案第50号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(工藤正孝君) 追加日程第2、議案第50号「人権擁護委員の候補者の推薦について」を議題とします。

本案については会議規則第39条第2項の規定により説明を省略したいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(工藤正孝君) 異議なしと認めます。説明を省略し、質疑を行います。

質疑はありますか。

(「質疑なし」の声あり)

○議長(工藤正孝君) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

討論を行います。討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○議長(工藤正孝君) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

議案第50号を採決します。本案は原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(工藤正孝君) 異議なしと認めます。

議案第50号は原案のとおり同意することに決定しました。

.....

◎閉会の宣告

○議長(工藤正孝君) 以上で本定例会に付議されました事件は全部終了しました。

ここで閉会にあたり町長から発言の申し出がございますので、これを許します。町長。

(南部町長 工藤祐直君 登壇)

○町長(工藤祐直君) 第139回南部町議会定例会の閉会にあたりまして、一言ごあいさつを申し上げます。

本定例会は、6月5日から本日までの日程で開会され、議員各位には、何かとご多忙の中、ご出席をいただき、誠にありがとうございました。

追加提案いたしました案件も含め、全ての案件につきまして、慎重審議をいただき、ご議決、ご承認並びにご同意を賜りましたことに対しまして、心から御礼を申し上げます。

補正予算のご議決をいただきました、物価高騰対策に係る事業につきましては、町民の皆様迅速やかに支援をお届けできるよう、実施に向けた作業を進めてまいります。

さて、昨日、福田地区で大規模な建物火災が発生しました。見たこともないほどの高さの黒煙と、赤々と燃える炎により、大きな施設が何棟も延焼し、負傷者も発生しております。

開会の際にも申し上げました、南部地区の大規模な林野火災に続いて、甚大な被害が発生しましたが、三戸消防署及び町消防団の今も続く懸命な消火活動により、近隣の住宅への被害を最少に留めることができたものであります。

昼夜を問わず活動をいただいている消防団員及び消防署員の皆様には、深く敬意を表するとともに心から感謝を申し上げる次第であります。現職の議員さんも消防団員として、また、消防団OBの議員さんも多数いらっしゃいます。私も昨日午後9時まで現場にいましたけれども、消防団の活動というのは本当に過酷だと改めてこの目で見てきました。そういう中において、議員の皆さんも是非、消防署員、消防団員の皆さんと会う機会があれば、敬意と激励をしていただきたいなと思います。消防職員も熱中症で2名の方が体調を崩し、また、消防団員1名軽傷でありますけれども、火傷ということにもなっております。昼夜を問わず消防団の使命をもって活動している消防団員、出初式、観閲式、議員の皆さんも当然参加いただいているわけでありますけれども、その時に限らず、日常においても是非激励をしていただければと思います。

さて、明日6月13日と14日の2日間、五戸町を主会場に開催されます、第78回三戸郡総合スポーツ大会であります。本年度は13競技、16種目に、選手・役員、総勢265名の南部町選手団の皆様が出場するとのことでもあります。

昨年度、見事に奪還した総合優勝旗を再び持ち帰ることができるよう、選手団の皆様には、日頃の練習の成果をいかに発揮していただくことをお願いいたしますとともに、スポーツの力で南部町を盛り立てていただくことを期待するものであります。

また、6月20日からは、第3回三八中学校体育大会夏季大会が開催されます。

令和6年度から全ての競技が三戸郡及び八戸市の中学生で競われることとなり、大会の規模が大きくなっておりますが、町内中学校生徒の活躍に期待するところであります。特に、3年生にとっては、最後の大会でありますので、何よりも悔いのないように、全力を出し切っていただきたいと思います。また、同日20日は、さくらんぼのオープンセレモニーも予定されておりますので、議員の皆様にも、是非ご参加いただければと思っております。

次に、熱中症対策についてであります。今年4月、気象庁では最高気温が40度以上の日の名称を「酷暑日」に決定したことを発表し、顕著な高温への警戒を呼びかけていくこととしております。

高温に対しては、国においても引き続き「熱中症警戒情報」や、一段階上の「熱中症特別警戒情報」を発表することとしており、町では、特別警戒情報発表時の避難所となる「クーリングシェルター」に、いちょうホールなどの町有施設3か所を指定し、警戒情報の有無に関わらず、7月から9月まで施設開放することとしております。

これらにつきましては、健康被害にあわないよう、町民の皆様にも有効に活用していただくため、

町ホームページや広報紙に掲載するほか、熱中症に関する警戒情報と併せて、八戸圏域の市町村で運用する八戸市安全・安心情報システム「ほっとスルメール」などにより周知してまいります。

次に、鳥獣対策についてであります。今年は雪解け後の早い時期から、クマやイノシシなどの目撃情報が増加しており、農地のみならず住宅街へも出没していることで、町民の皆様は不安を感じておられることと思います。

町では、猟友会にパトロールの強化を依頼し、わな設置などによる捕獲活動を行っていただいているところでありますが、さらなる町民の皆様の安全と安心のためにも早急に緊急銃猟マニュアルを策定するなど、その方法を確立してまいりたいと考えております。

結びに、これから梅雨の季節を迎え、蒸し暑くなっておりますので、議員各位におかれましては健康には十分にご留意いただき、町政の運営に対しまして、より一層のご指導、ご協力を賜りますようお願いを申し上げまして、本定例会の閉会のごあいさつとさせていただきます。

誠にありがとうございました。

○議長（工藤正孝君）　ここで閉会に当たり、私からも一言ごあいさつを申し上げます。

今期定例会は6月5日から本日までの8日間でありましたが、議員各位には議会運営にご協力をいただきまして、誠にありがとうございました。議長として厚く御礼を申し上げます。

また、町長はじめ理事者各位のご協力に対しまして、深く感謝を申し上げます。

議員各位から表明された提言、意見等を踏まえながら、事業展開にまい進されますよう、町長をはじめ理事者各位にお願い申し上げます。

皆様におかれましては、健康に十分注意され、ますますご活躍いただきますことをご祈念申し上げ、簡単ではありますが、閉会の挨拶といたします。ありがとうございました。

これをもちまして、第139回南部町議会定例会を閉会します。

（午前11時23分）

地方自治法第126条の規定により下記に署名する。

南部町議会議長 工 藤 正 孝

署名議員 根 市 勲

署名議員 馬 場 又 彦